

短答式試験問題集 [公法系科目]

[公法系科目]

〔第1問〕(配点：3)

「法の支配」の原理に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に〔No. 1〕から〔No. 3〕)

- ア. 「法の支配」は、「人による支配」を排斥し、権力を「法」で拘束することによって国民の権利・自由を保障することを目的とする原理である。〔No. 1〕
- イ. 「法の支配」は、「法律による行政」の原理を意味するものであり、その法律自体の内容は問わない原理である。〔No. 2〕
- ウ. 日本国憲法も、憲法の最高法規性、基本的人権の保障、特別裁判所の設置の禁止、そして裁判所による違憲立法審査権等からして、「法の支配」の原理に立脚しているといえる。〔No. 3〕

〔第2問〕(配点：2)

人権の享有主体に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。(解答欄は、〔No. 4〕)

- ア. 外国人の場合には、我が国との関係が日本国民とは異なるので、日本国民に比べて裁判を受ける権利の保障の程度に差を設けることも許される。
 - イ. 法人は、現代社会におけるその役割の重要性からすると、全ての人権について、自然人と同程度の保障を受ける。
 - ウ. 未成年者は、精神的・肉体的に未成熟なことから、成人とは異なった特別の保護を必要とする場合があり、このような趣旨から、憲法は児童の酷使を禁止している。
1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

〔第3問〕(配点：3)

法の下での平等に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に〔No. 5〕から〔No. 7〕)

- ア. 日本国籍は重要な法的地位であり、父母の婚姻による嫡出子たる身分の取得は子が自らの意思や努力によっては変えられない事柄であることから、こうした事柄により国籍取得に関して区別することに合理的な理由があるか否かについては、慎重な検討が必要である。〔No. 5〕
- イ. 非嫡出子という身分は子が自らの意思や努力によって変えることはできないから、嫡出性の有無による法定相続分の区別の合理性については、立法目的自体の合理性及び当該目的と手段との実質的関連性についてより強い合理性の存否を検討すべきである。〔No. 6〕
- ウ. 尊属殺という特別の罪を設け、刑罰を加重すること自体は直ちに違憲とはならないが、加重の程度が極端であって、立法目的達成の手段として甚だしく均衡を失し、これを正当化し得べき根拠を見出し得ないときは、その差別は著しく不合理なものとして違憲となる。〔No. 7〕

〔第4問〕（配点：2）

憲法第19条の保障する思想・良心の自由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.8〕）

ア．企業が従業員に対して特定政党の党员か否かを調査することは、当該調査の必要性があり、不利益な取扱いのおそれがあることを示唆せず、強要にわたらない限り、許容される。

イ．裁判所が謝罪広告を強制しても、単に事態の真相を告白し、陳謝の意を表明するにとどまる場合は、良心の自由を不当に制限することにはならない。

ウ．中学校の内申書にその学校の全共闘を名乗って機関紙を発行したなどと記載した場合、それ自体は客観的な事実であっても、その記載に係る外部的行為から一定の思想信条を了知し得る。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第5問〕（配点：2）

信教の自由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.9〕）

ア．生徒が自らの信仰に基づき、その通学する公立校で義務付けられている授業の履修を拒んだため不利益処分を受けることになっても、公教育が特例なしに実施されるべきであることに鑑み、その不利益の内容や程度に関わりなく、これを受忍しなければならない。

イ．僧侶がその業務として遂行した行為の結果、刑法上の犯罪構成要件に該当することになった場合、その行為の目的や内容に宗教上の意義が認められるときは、たとえそれが著しく社会的妥当性を欠くものであっても、正当な業務行為として処罰の対象とはならない。

ウ．宗教法人が法令に違反して著しく反社会的な行為を組織的に行ったため、裁判所から宗教法人法所定の解散命令を受け、法人格を失った宗教団体やその信者が宗教上の行為を継続する上で支障が生じても、その支障は間接的で事実上のものにとどまるので、やむを得ない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第6問】(配点：3)

憲法第21条第2項前段の「検閲」に関する次のアからウまでの各記述について、bの見解がaの見解の批判となっている場合には1を、そうでない場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に【No.10】から【No.12】)

- ア. a. 名誉毀損のおそれのある記事を掲載した書籍の販売等を、裁判所の仮処分により事前差止めするのは、「検閲」に該当しない。
b. 「検閲」の解釈に当たっては、過去に検閲が行政権により濫用されたという歴史的経緯を踏まえる必要がある。【No.10】
- イ. a. 外国で出版済みの書籍について、輸入禁制品である「公安又は風俗を害すべき書籍」に該当するか否かを税関が検査するのは、「検閲」に該当しない。
b. 「検閲」は、表現の自由に対する制約という側面と、この自由と一体をなす知る権利に対する制約という側面がある。【No.11】
- ウ. a. 受刑者の逃走防止等を目的として、その発信しようとする信書の内容を刑務所長が事前に検査するのは、「検閲」に該当しない。
b. 「検閲」の禁止は、国民に対する関係では、絶対的に禁止されるが、特殊の法律関係にある者については、異なる取扱いが認められる。【No.12】

【第7問】(配点：2)

知る権利や表現の自由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。(解答欄は、【No.13】)

- ア. 表現の自由は、公立図書館に自己の著作物の収蔵を求めることまで保障するものではないから、公立図書館で閲覧に供された図書を職員が著作者の思想や信条を理由として廃棄することは、その思想、意見等を公衆に伝達する利益を不当に損なうものとはいえない。
- イ. 放送事業者は、限られた電波の使用の免許を受けた者であって、公的な性格を有するものであり、放送による権利侵害や放送された事項が真実でないことが判明した場合に訂正放送が義務付けられているが、これは視聴者に対し反論権を認めるものではない。
- ウ. 集団行動を法的に規制する場合、表現の自由の保障に可能な限り配慮する必要があるため、集団行動が行われ得るような場所を包括的に掲げたり、その行われる場所のいかんを問わないものとしたりすることは許されない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第8問】(配点：2)

学問の自由や大学の自治に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。(解答欄は、[No.14])

ア. 教授の自由の保障は、その沿革上、高等教育の場である大学に限られ、普通教育の場における教師の教授の自由は、学問の自由やその他の憲法上の自由として保障されているわけではない。

イ. 大学は、自治権を有し、その施設及び学生の管理に関して自主的に決定する権利を有することから、警察は、大学の了解なしには大学構内において令状に基づく犯罪捜査を行うことはできない。

ウ. 大学教授が授業中に行ったその所属学部の執行部への批判を理由として、当該学部が当該教授の授業開講を認めない措置を採るような場合には、学問の自由と大学の自治とが対立的な関係に立つ。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第9問】(配点：3)

職業の自由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に[No.15]から[No.17])

ア. 酒類販売の免許制に関する立法事実が変化しているので、当該免許制の合憲性は厳格度を高めた基準で審査されるが、酒税法が定める免許基準は依然として合理性を有する。[No.15]

イ. 特定産業における経営の安定を目的とする生糸の輸入制限は、零細な他の産業に犠牲を強いることになるので、その合憲性は慎重に審査されるが、著しく不合理とはいえない。[No.16]

ウ. 登記制度が国民の権利義務等に重大な影響を及ぼすことなどから、原則として司法書士に登記業務の独占を認める職域規制は、公共の福祉に合致した合理的な規制である。[No.17]

【第10問】(配点：3)

社会保障制度の合憲性をめぐる理由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に[No.18]から[No.20])

ア. 限られた財源の下で福祉の給付を行うに当たり、国が自国民を在留外国人より優先的に扱うことは許されるが、特別永住者について障害福祉年金の支給対象から一切除外することは、不合理な差別となる。[No.18]

イ. 障害基礎年金の受給に関し、保険料の拠出要件を緩和するか否かは国の財政事情等に密接に関連するから、保険料負担能力のない20歳以上60歳未満の者のうち学生とそれ以外の者との間に障害基礎年金の受給に関し差異が生じていたとしても、不合理とはいえない。[No.19]

ウ. 生活保護法に基づいて生活保護を受けるのは、単なる国の恩恵ないし社会政策の実施に伴う反射的利益ではなく、法的権利であるから、保護基準の改定(老齢加算の廃止)に基づく保護の不利益変更は、その改定自体に正当な理由がない限り違法となる。[No.20]

〔第11問〕（配点：2）

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）に基づき裁判官以外の者が構成員となった裁判体によって裁判が行われる制度（以下「裁判員制度」という。）の合憲性について判断した最高裁判所の判決（最高裁判所平成23年11月16日大法廷判決，刑集65巻8号1285頁）に関する次のアからウまでの各記述について，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は，〔No.21〕）

ア．憲法が採用する統治の基本原理や刑事裁判の諸原則，憲法制定当時の歴史的状況を含めた憲法制定の経緯及び憲法の関連規定の文理を総合的に検討すれば，憲法は一般的に国民の司法参加を許容しているといえる。

イ．裁判員法が規定する評決制度の下で，裁判官が時に自らの意見と異なる結論に従わざるを得ない場合があるとしても，憲法が国民の司法参加を許容し，裁判員法が憲法に適合するようにこれを法制化したものである以上，憲法第76条第3項には反しない。

ウ．裁判員制度は，参政権と同様の権限を国民に付与するものではないが，辞退制度や旅費・日当の支給等の経済的措置を講じていることを考慮すれば，裁判員の職務は憲法第18条の「苦役」に当たらない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第12問〕（配点：3）

天皇の国事行為及び内閣の助言と承認に関する次のアからウまでの各記述について，それぞれ正しい場合には1を，誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は，アからウの順に〔No.22〕から〔No.24〕）

ア．国事行為のうち，その行為自体が名目的・儀礼的なものであっても，天皇は，自らの判断に基づき，内閣の助言と承認を拒むことは許されない。〔No.22〕

イ．憲法は，天皇の無答責を明文で規定していないので，内閣の助言と承認のもとで行われた天皇の国事行為であっても，内閣の責任のほかに天皇が責任を負うことがあり得る。〔No.23〕

ウ．国政に関する権能を天皇に付与しない限り，憲法で定められている国事行為以外の行為について，新たな国事行為として法律で定めることも許される。〔No.24〕

〔第13問〕（配点：3）

選挙に関する次のアからウまでの各記述について，最高裁判所の判例の趣旨に照らして，それぞれ正しい場合には1を，誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は，アからウの順に〔No.25〕から〔No.27〕）

ア．公職選挙法は，投票を得るなどの目的で戸別訪問をすること自体を禁止しているが，選挙運動の重要性に照らすと，その禁止の範囲は憲法に適合するよう限定して解釈しなければならない。〔No.25〕

イ．いわゆる立候補の自由は，選挙権の自由な行使と表裏の関係にあり，自由かつ公正な選挙を維持する上で極めて重要であるとして，憲法第15条第1項によって保障されていると解すべきである。〔No.26〕

ウ．選挙や当選の効力に関する争訟において，誰が誰に対して投票したかを解明し，これを公表することは，選挙投票の全般にわたってその秘密を確保しようとする無記名投票制度の精神に反する。〔No.27〕

【第14問】（配点：2）

憲法第43条第1項の「全国民の代表」に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

（解答欄は、[No.28]）

ア．憲法第43条第1項は、国会が民意を反映すべき機関であると同時に、国民代表機関であることも意味する。

イ．各選挙区において選出された議員は、「全国民の代表」となるので、選挙区民から法的に責任を問われることはない。

ウ．議員が実質的には政党の媒介によってのみ国民代表者となり得るとする見解に立つと、党議拘束の慣行は、議員が「全国民の代表」であることと矛盾抵触する。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第15問】（配点：2）

独立行政委員会に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.29]）

ア．独立行政委員会が規則制定という準立法的作用を行うことは、国会を唯一の立法機関と定める憲法第41条に反するものではない。

イ．行政権は内閣に属すると定める憲法第65条により、独立行政委員会の職務全般に対しては、内閣の直接的な指揮監督権が及ぶ。

ウ．独立行政委員会が裁決や審決という準司法的作用を行うことは、たとえ前審であっても、全て司法権は裁判所に属する旨を定める憲法第76条第1項に反し、許されない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第16問】（配点：2）

司法権に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.30]）

ア．下級裁判所は、最高裁判所が制定した裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する規則に拘束されるから、最高裁判所が、下級裁判所の裁判官に対して、具体的事件について、どのような判断を行うべきか指示することも許される。

イ．裁判官の職権の独立は、裁判に対して不当な影響を与えるおそれのある一切の外部的行為の排除を要求するが、一般国民やマスメディアによる裁判内容の批判は、表現の自由の行使の一場面であるから許される。

ウ．国政調査権は議院にとって重要な権能であるが、司法権の独立の観点からして、具体的事件について、その判決の事実認定や量刑が適切かどうかを調査することは、国政調査権の範囲を逸脱するものであり、許されない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第17問】（配点：2）

裁判所が違憲とした議員定数配分規定に基づいて行われた選挙の効力に関する次のアからウまでの各記述について、正しいもの全てを挙げた組合せを、後記1から7までの中から選びなさい。（解答欄は、【No.31】）

- ア．一般的な法の基本原則に基づくものとして事情判決の法理を適用して、選挙を無効とせず違法の宣言にとどめるのは、当該選挙を無効とすることによって憲法が所期していない結果を生じることを回避するためである。
- イ．定数配分規定の違憲判断を選挙の効力と結び付けず、訴訟が提起された選挙区選挙だけを無効とする手法は、投票価値が不平等であるとされた選挙区からの代表者がいない状態で定数配分規定の是正が行われるという問題がある。
- ウ．定数配分規定の違憲判断を選挙の効力と結び付けない判決の将来効の法理は、再選挙を執行することが事実上不可能であることや、事情判決を繰り返すことによって生じる司法審査制自体への弊害という問題にも対処しようとするものである。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. アウ 6. イウ 7. アイウ

【第18問】（配点：3）

憲法の定める租税法律主義に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に【No.32】から【No.34】）

- ア．租税の賦課は法律又は法律の定める条件によらなければならないが、条例は公選の議員で組織する議会の議決を経て制定される自治立法であるから、一定の範囲内で条例による租税の賦課徴収ができる。【No.32】
- イ．課税の根拠法律があるにもかかわらず長年にわたり課税されなかった物については、非課税の慣習法が成立しているとみるべきであるから、新たにその物に課税することは、それがその根拠法律の正しい解釈に基づくものであるとしても、租税法律主義に反する。【No.33】
- ウ．租税法律主義は、社会全体に対する財やサービスを提供するための資金を租税として強制的に徴収する場合について規定したものであるから、個人への給付に対する反対給付としての性質を有する保険料等については適用がなく、また、その趣旨も及ばない。【No.34】

【第19問】（配点：3）

地方自治に関する次のアからウまでの各記述について、aの見解とbの見解が両立する場合には1を、両立しない場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に【No.35】から【No.37】）

- ア． a． 憲法第29条第2項は、財産権の内容を法律で定める旨規定しているから、法律で個別的な委任がある場合を除いて、条例で規制することはできない。
b． 財産権は全国的な取引の対象となる点で取引の安全を図る必要があるため、その規制は国の事務に属するが、地方的な特殊な事情があれば条例によっても規制できる。【No.35】
- イ． a． 憲法第95条が地方自治特別法に住民の過半数の同意を求めるのは、特定の地方公共団体の本質に関わるような不利益な特例を設けることを防止する趣旨である。
b． 憲法第95条は、国会の単独立法権の例外を認めるもので、地方公共団体が独自の条例を制定する権限を有することの根拠規定の一つである。【No.36】
- ウ． a． 憲法第94条の「行政の執行」には租税の賦課・徴収が含まれているから、憲法は抽象的には地方公共団体の課税権を承認している。
b． 地方自治法第223条が、地方公共団体は「法律の定めるところ」により地方税を賦課徴収できると定めているのは、地方公共団体独自の課税権を承認する趣旨である。【No.37】

〔第20問〕（配点：3）

条約に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No.38〕から〔No.40〕）

- ア．国家間の合意には、条約のほか、協定、取極、規約、憲章、議定書など様々な名称のものがあり、その締結には常に国会の承認を必要とする。〔No.38〕
- イ．条約の効力は憲法の効力に優位するとの見解によれば、条約締結権に関する憲法の規定は、条約の効力の根拠を定めたものではないことになる。〔No.39〕
- ウ．国会の条約修正権を肯定する見解も、修正議決に従った内容の条約を締結するためには相手国との再交渉を必要とする。〔No.40〕

〔第21問〕（配点：3）

国土交通大臣は、道路占用許可（以下「許可」という。）について、道路法及び同法第33条第1項に基づく政令の定めよりも具体的に許可の基準を示す通知（以下「本件通知」という。）を策定した。そして、本件通知を、道路管理者として許可を行う権限を有する各地方整備局長、各都道府県知事、及びその他の行政庁に発出した。各地方整備局は、国土交通省に置かれる行政機関（地方支分部局）である。許可の基準を定める政令及び本件通知に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に〔No.41〕から〔No.44〕）

（参照条文）道路法

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

一～七 （略）

2～5 （略）

第33条 道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、（中略）政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項（中略）の許可を与えることができる。

2 （略）

- ア．仮に、許可の基準を政令で定める旨の、道路法第33条第1項におけるような明文の規定が法律になれば、許可の基準を政令で定めることは認められない。〔No.41〕
- イ．各地方整備局長は、本件通知の内容を、許可に係る行政手続法上の審査基準として公にすることができる。〔No.42〕
- ウ．私人が各地方整備局長に対し、本件通知に具体的に定められていない事情を理由に許可を求めることは、平等原則及び信義則に反し認められない。〔No.43〕
- エ．本件通知は、その内容が道路法に違反していなければ、下級行政庁である各都道府県知事に対する通達として、各都道府県知事を拘束する。〔No.44〕

【第22問】（配点：2）

行政処分に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

（解答欄は、[No.45]）

ア．青色申告に係る法人税の更正処分における附記理由不備の瑕疵は、後日これについての審査請求に対する裁決において処分の具体的根拠が明らかにされたとしても、それにより治癒されるものではない。

イ．原子炉の周辺住民が、人格権に基づき原子炉設置の差止めを求める民事訴訟を提起するには、あらかじめ原子炉設置許可の取消し又は無効確認の判決を得ておく必要がある。

ウ．行政庁は、自らのした行政処分が当初から違法であったことを後日認識したときは、取消しを認める旨の明文規定の有無を問わず、また、争訟を裁断する行政処分であっても、当該行政処分を自ら取り消すことができる。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第23問】（配点：2）

行政手続法第2章の「申請に対する処分」に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

（解答欄は、[No.46]）

ア．行政手続法第6条に定める標準処理期間には、申請が形式上の要件に適合しない場合の当該申請の補正に要する期間は含まれず、適法な申請の処理に要する期間のみが含まれる。

イ．行政手続法第7条に定める「申請がその事務所に到達したとき」とは、当該申請を取り扱うこととされている事務所の職員により、受付印を押印する等、申請を受領した旨の意思が表示された時点をいう。

ウ．申請期間を徒過していることを根拠に、申請を不適法として拒否処分を行う場合には、申請者に対して、行政手続法第8条に基づき当該処分の理由を示す必要はない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第24問〕（配点：3）

行政裁量に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に〔No.47〕から〔No.50〕）

- ア．処分を行う行政庁に裁量権が認められる場合でも、当該行政庁は、理由なく特定の個人を差別的に取り扱い不利益を及ぼす自由を有するものではなく、この意味において、行政庁の裁量権には一定の限界がある。〔No.47〕
- イ．処分を行う行政庁に裁量権が認められる場合には、処分が社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の濫用に当たるものでない限り、処分の理由の提示に不備があったとしても、そのことを理由として処分が違法とされることはない。〔No.48〕
- ウ．規制を目的とする不利益処分について、処分の根拠法令が処分を行うか否かの点で行政庁に効果裁量を認めている場合には、処分を行わないという行政庁の不作为が違法となることはない。〔No.49〕
- エ．処分の根拠法令が、処分要件該当性の判断について行政庁に要件裁量を認めている場合には、事実認定について行政庁に裁量が広く認められる。〔No.50〕

〔第25問〕（配点：3）

行政指導に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に〔No.51〕から〔No.54〕）

- ア．度を越えた圧力による行政指導が行われた場合には、実際に行政指導に従わなかったときでも、精神的苦痛による損害に係る賠償請求が可能となることがある。〔No.51〕
- イ．最高裁判所の判例によれば、申請に対する処分を留保されたままでの行政指導には応じられないことを真摯かつ明確に意思表示した行政指導の相手方に対して、行政指導を継続しているという理由でなお処分を留保しても、処分の留保が違法とは評価されない場合がある。〔No.52〕
- ウ．行政手続法によれば、口頭で行政指導を行う場合には、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示す必要はなく、行政指導の相手方からこれらを記載した書面の交付を求められたときに、当該行政指導に携わる者がこれらを記載した書面を交付すれば足りる。〔No.53〕
- エ．行政手続法の行政指導に関する規定には、地方公共団体の機関が行う行政指導にも適用されるものがある。〔No.54〕

【第26問】（配点：2）

行政主体が当事者となる契約に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までのの中から選びなさい。（解答欄は、[No.55]）

ア．市が市営の老人福祉施設を民間事業者に移管するために、施設の資産の譲渡先としてその運営を引き継ぐ事業者を公募したが、応募者に対して市長が「決定に至らなかった」旨の通知を行った場合、当該通知は、法令に基づかずに行った公募の応募者に対し、その者を相手方として契約を締結しないこととした事実を告知するものにすぎないから、抗告訴訟の対象となる行政処分には当たらない。

イ．地方公共団体が公共工事の指名競争入札に参加させようとする者を指名するに当たり、地元企業か否かを考慮することは、価格の有利性確保という入札制度の趣旨とは無関係の観点を考慮に入れるものであるから、許されない。

ウ．水道事業を営む地方公共団体が水道料金を定めるに当たり、当該地方公共団体の住民基本台帳に記録されていない別荘に係る給水契約者とそれ以外の給水契約者との間で基本料金に差異を設けることは、平等原則に反し、許されない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第27問】（配点：3）

甲市は、条例（以下「本件条例」という。）により、(1)甲市内においてパチンコ店の建築をしようとする者は市長の同意を得なければならないこと、(2)市長は、商業地域以外の用途地域においては、上記の同意をしないものとする、及び、(3)市長は、上記の同意を得ないでパチンコ店の建築をしようとする者に対し、建築の中止等の命令を発することができることを定めていた。ただし、上記命令の違反に対する罰則は、定められていなかった。Aは、パチンコ店を建築しようとして、本件条例に基づく建築の同意を申請したが、甲市長Bは、建築予定地が準工業地域に属することから、本件条例に基づき、不同意とした。しかし、Aが建築工事に着手したため、Bは、本件条例に基づき、建築工事中止命令（以下「本件命令」という。）を発した。これに対し、Aが工事を続行したため、甲市は、Aを相手取って、工事の続行禁止を求める民事訴訟（以下「本件訴え」という。）を提起した。

この事案に関する次のアからエまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に[No.56] から [No.59]）

ア．本件命令は行政指導の性質を有するにすぎず、そもそも法的強制になじまないから、本件訴えは不適法である。[No.56]

イ．仮に、本件命令違反に対する罰則が本件条例に置かれている場合には、Bは、行政代執行法に基づく代執行により、本件命令に基づく義務の履行を確保することができる。[No.57]

ウ．仮に、本件命令違反に対する執行罰の規定が本件条例に置かれている場合には、Bは、Aに対して執行罰としての過料を課すことにより、本件命令に基づく義務の履行を確保することができる。[No.58]

エ．本件訴えは、法規の適用の適正ないし一般公益の保護を目的とするものであって、自己の権利利益の保護救済を目的とするものではないから、法律上の争訟に当たらない。[No.59]

〔第28問〕（配点：3）

Aは、海岸保全区域に当たる海岸で、海岸管理者であるB県知事の許可を受けずに、レジャー施設（以下「本件施設」という。）を設置しており、更に本件施設を拡張しようとしている。これに対し、B県知事は、海岸法（以下「法」という。）第12条により本件施設の除却を求める処分（以下「本件監督処分」という。）、及びAが本件監督処分に従わない場合の代執行（以下「本件代執行」という。）を含めて、様々な措置を執ることを検討している。Aに対し執ることが想定される措置に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に〔No.60〕から〔No.63〕）

（参照条文）海岸法

第7条 海岸管理者以外の者が海岸保全区域（中略）内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物（以下（中略）第12条において「他の施設等」という。）を設けて当該海岸保全区域を占有しようとするときは、（中略）海岸管理者の許可を受けなければならない。

2 （略）

第11条 海岸管理者は、（中略）第7条第1項（中略）の規定による許可を受けた者から占用料（中略）を徴収することができる。（以下略）

第12条 海岸管理者は、次の各号の一に該当する者に対して（中略）他の施設等の（中略）除却（中略）を命ずることができる。

一 第7条第1項（中略）の規定に違反した者

二・三 （略）

2～10 （略）

第41条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第7条第1項の規定に違反して海岸保全区域を占有した者

二・三 （略）

ア．Aが本件代執行に現場で抵抗する場合に、B県知事が抵抗を排除するために執り得る措置を定める規定は、行政代執行法に置かれていない。〔No.60〕

イ．最高裁判所の判例によれば、本件監督処分を準備する調査を担当して本件施設に係る情報を収集したB県の職員が、Aを法第41条第1号の罪について刑事告発することは認められない。

〔No.61〕

ウ．B県が、法第7条第1項に違反したAから、法第11条の占用料に相当する金額を、法のこれらの規定に基づく行政上の秩序罰として徴収することはできない。〔No.62〕

エ．最高裁判所の判例によれば、B県が、占有保全の訴えを提起して、Aによる本件施設の拡張を予防することはできない。〔No.63〕

【第29問】（配点：3）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

（解答欄は、アからエの順に【No.64】から【No.67】）

ア．情報公開法は、国民主権の理念にのっとり、政府の諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とするものであるから、行政文書の開示請求権は、外国人には認められていない。【No.64】

イ．情報公開法は、公にすることにより国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示情報としているが、これは、この種の情報については、開示・不開示の判断に高度の政策的判断が伴い、また、国防、外交上の専門的、技術的判断を要するという特殊性があるため、行政機関の長の判断に裁量を認める趣旨である。

【No.65】

ウ．行政機関の長は、情報公開法に基づく開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものである場合、当該行政文書の開示の是非を判断することができないので、当該開示請求を却下することができる。【No.66】

エ．行政機関の長は、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている行政文書を情報公開法第7条の規定により開示しようとするときは、開示決定に先立ち、所在の判明している第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。【No.67】

（参照条文）情報公開法

第7条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

〔第30問〕（配点：2）

原告適格に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ①の法令に関する説明を前提にした場合に、②の記述が最高裁判所の判例の内容として正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.68〕）

ア. ①建築基準法第59条の2第1項は、建築物の容積率制限、高さ制限に関し、一定規模以上の広さの敷地を有し、かつ、敷地内に一定規模以上の空地を有する場合においては、安全、防火等の観点から支障がないと認められることなどの要件を満たすときに限り、これらの制限を緩和することを認めている。②この規定は、建築物の倒壊、炎上等による被害が直接的に及ぶことが想定される周辺の一定範囲の地域に存する他の建築物についてその居住者の生命、身体の安全等及び財産としてのその建築物を、個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むものと解されるから、同条第1項の総合設計許可に係る建築物の倒壊、炎上等により直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に存する建築物に居住し又はこれを所有する者は、当該許可の取消しを求める原告適格を有する。

イ. ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第4条第2項第2号は、風俗営業の許可の基準につき、良好な風俗環境を保全するため特にその設置を制限する必要があるものとして政令で定める基準に従い都道府県の条例（以下「施行条例」という。）で定める地域内に営業所があるときは風俗営業の許可をしてはならないと定め、法の委任を受けて規定された風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第6条第1号イの規定は、「住居が多数集合しており、住居以外の用途に供される土地が少ない地域」を風俗営業の制限地域とすべきことを基準として定めている。②これらの規定から、法の風俗営業の許可に関する規定が一般的公益の保護に加えて個々人の個別的利益をも保護すべきものとする趣旨を含むことを読み取することは困難であり、施行令第6条第1号イの規定は、専ら公益保護の観点から基準を定めていると解するのが相当である。そうすると、上記の基準に従って規定された施行条例が定める地域に住居する者は、風俗営業の許可の取消しを求める原告適格を有するとはいえない。

ウ. ①自転車競技法（平成19年法律第82号による改正前のもの）第4条第2項は、場外車券発売施設につき、申請に係る施設の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める基準に適合する場合に限りその許可をすることができる旨定め、これを受けて規定された自転車競技法施行規則（平成18年経済産業省令第126号による改正前のもの）第15条第1項第1号は、上記の基準として、学校その他の文教施設及び病院その他の医療施設（以下、これらを併せて「医療施設等」という。）から相当の距離を有し、文教上又は保健衛生上著しい支障を来すおそれがないこと（以下、この基準を「位置基準」という。）を定めている。②一般に、場外車券発売施設が設置、運営された場合に周辺住民等が被る可能性のある被害は、交通、風紀、教育など広い意味での生活環境の悪化であって、基本的には公益に属する利益というべきである。そうすると、医療施設等の開設者は、位置基準を根拠として当該施設の設置許可の取消しを求める原告適格を有するとはいえない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第31問〕（配点：3）

取消訴訟の審理に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に〔No.69〕から〔No.72〕）

- ア．処分について審査請求をすることができる場合であっても、法律に特段の定めのない限り、直ちに処分の取消しの訴えを提起することができる。〔No.69〕
- イ．処分の取消しの訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決の取消しの訴えとを提起することができる場合、これらの訴えは併合して提起しなければならない。〔No.70〕
- ウ．処分の根拠法令が裁決主義を採用している場合には、裁決の取消しの訴えにおいて原処分の違法を主張することができる。〔No.71〕
- エ．建築基準法上の指定確認検査機関による建築確認処分の取消しの訴えにおいては、当該機関を指定した国土交通大臣又は都道府県知事の所属する国又は地方公共団体が被告となる。〔No.72〕

〔第32問〕（配点：3）

行政事件訴訟の審理に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に〔No.73〕から〔No.76〕）

- ア．数名の者が共同訴訟人として処分の取消しの訴えを適法に提起することができるのは、訴訟の目的がそれらの者について合一にのみ確定すべき場合に限られる。〔No.73〕
- イ．処分の取消しの訴えを提起するに当たっては、同一の被告に対する民事訴訟であれば、これを適法に併合して提起することができる。〔No.74〕
- ウ．処分についての審査請求を棄却した裁決の取消しの訴えを適法に提起した後、原告は、法令に特別の定めがある場合を除き、口頭弁論の終結に至るまで、当該処分の取消しの訴えをこれに併合して適法に提起することができる。〔No.75〕
- エ．法令に基づく申請に対し相当の期間内に何らの処分がされないとして義務付けの訴えを提起する場合には、当該処分に係る不作為の違法確認の訴えをこれに併合して提起しなければならない。〔No.76〕

【第33問】（配点：2）

在外日本人である原告らが、①平成10年法律第47号による改正前の公職選挙法が、原告らに衆議院議員の選挙及び参議院議員の選挙における選挙権の行使を認めていなかったことが違法であることの確認、②同改正後の公職選挙法が、原告らに衆議院小選挙区選出議員の選挙及び参議院選挙区選出議員の選挙における選挙権の行使を認めていないことが違法であることの確認及び③原告らが今後直近に実施される上記②の各選挙において選挙権を行使する権利を有することの確認を求める各訴えに関する最高裁判所平成17年9月14日大法廷判決（民集59巻7号2087頁）についての次のアからウまでの各記述のうち、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.77]）

ア. この判決は、上記①の訴えは、過去の法律関係の確認を求めるものであって、確認の利益を欠くから、不適法であるとした。

イ. この判決は、上記②の訴えは、抽象的に立法不作為の違法確認を求めるものであって、法律上の争訟に当たらないから、不適法であるとした。

ウ. この判決は、上記③の訴えが適法であると判断するに当たり、選挙権は侵害を受けた後に争うことによっては権利行使の実質を回復することができない性質のものであることを考慮している。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第34問】（配点：3）

A市の住民であるXは、A市の職員が公金の支出の手續においてした財務会計上の行為に問題があると考え、地方自治法の規定に基づき住民監査請求をすること及び住民訴訟を提起することを検討している。このような事例に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に [No.78] から [No.81]）

ア. 住民監査請求において、Xは、当該財務会計上の行為が違法なものであることのみを主張することができ、それが不当なものであると主張することはできない。[No.78]

イ. Xは、事案の重要性その他の事情によっては、住民監査請求をすることなく、適法に住民訴訟を提起することができる。[No.79]

ウ. Xは、住民監査請求をし監査の結果の通知を受けた場合において、一定の期間内でなければ、適法に住民訴訟を提起することができない。[No.80]

エ. 住民訴訟において、Xは、当該財務会計上の行為が違法なものであることのみを主張することができ、それが不当なものであると主張することはできない。[No.81]

〔第35問〕（配点：2）

仮の救済に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.82〕）

ア．処分の取消しの訴えの提起があった場合において、当該処分についての執行停止の申立ての管轄裁判所は、当該本案の係属する裁判所である。

イ．裁判所による確定した仮の義務付けの決定に基づいて行政庁が処分をした場合において、裁判所は、事情が変更したときは、当該決定における相手方の申立てにより、当該決定を取り消すことができる。

ウ．裁判所による仮の差止めの決定は、第三者に対しても効力を有する。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第36問〕（配点：2）

国家賠償に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.83〕）

ア．A県警察の警察官がいわゆる交通犯罪の捜査を行うにつき故意又は過失によって違法に他人に損害を加えた場合においては、A県だけではなく、原則として、国もまた、国家賠償法第1条第1項に基づいて損害賠償責任を負う。

イ．国立公園内にB県が設置した周回路におけるかけ橋の設置管理の瑕疵により、観光客がかけ橋から足を踏み外して転落し重傷を負った場合、国は、B県に対する補助金の交付によりかけ橋の設置費用の2分の1近くを負担していたとしても、法律上の設置費用負担義務を負っていないければ、国家賠償法に基づいて損害賠償責任を負うことはない。

ウ．社会福祉法人Cの設置する児童養護施設に、児童福祉法に基づくD県の措置により入所した児童が、施設の職員Eの養育監護上の過失によって、他の入所児童から暴行を受けて負傷した場合であって、Eの養育監護行為が、国家賠償法第1条第1項の適用上、県の公権力の行使に当たる公務員の職務行為とされるときには、E個人が民法第709条に基づく損害賠償責任を負わないのみならず、使用者であるCも同法第715条に基づく損害賠償責任を負わない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第37問】（配点：2）

損失補償に関する次のアからエまでの各記述は、最高裁判所の判例の内容を示したものである（かぎ括弧内の記述は、最高裁判所の判例の原文をそのまま抜き出したものである。）。4つのうち、損失補償の要否の判断に影響を及ぼした主要な要素が他の判例と最も異なっているものを1つ、後記1から4までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.84]）

ア。「鉱業法六四条の定める制限は、鉄道、河川、公園、学校、病院、図書館等の公共施設及び建物の管理運営上支障ある事態の発生を未然に防止するため、これらの近傍において鉱物を採掘する場合には管理庁又は管理人の承諾を得ることが必要であることを定めたものにすぎず、この種の制限は、公共の福祉のためにする一般的な最小限度の制限であり、何人もこれをやむを得ないものとして当然受忍しなければならないものであつて、特定の人に対し特別の財産上の犠牲を強いるものとはいえないから、同条の規定によつて損失を被つたとしても、憲法二九条三項を根拠にして補償請求をすることができないものと解するのが相当である。」

イ。奈良県ため池の保全に関する条例は、「災害を防止し公共の福祉を保持するためのものであり、その四条二号は、ため池の堤とうを使用する財産上の権利の行使を著しく制限するものではあるが、結局それは、災害を防止し公共の福祉を保持する上に社会生活上已むを得ないものであり、そのような制約は、ため池の堤とうを使用し得る財産権を有する者が当然受忍しなければならない責務というべきものであつて、憲法二九条三項の損失補償はこれを必要としないと解するのが相当である。」

ウ。都有行政財産である土地について建物所有を目的とし期間の定めなくされた使用許可が当該行政財産本来の用途又は目的上の必要に基づき将来に向かって取り消された事案においては、「都有行政財産たる土地につき使用許可によつて与えられた使用権は、それが期間の定めのない場合であれば、当該行政財産本来の用途または目的上の必要を生じたときはその時点において原則として消滅すべきものであり、また、権利自体に右のような制約が内在しているものとして付与されているものとみるのが相当である」から、使用権者は、特別の事情のない限り、その取消しによる土地使用権喪失についての補償を求めることはできない。

エ。道路法70条1項による「補償の対象は、道路工事の施行による土地の形状の変更を直接の原因として生じた隣接地の用益又は管理上の障害を除去するためにやむを得ない必要があつてした前記工作物の新築、増築、修繕若しくは移転又は切土若しくは盛土の工事に起因する損失に限られると解するのが相当である。したがつて、警察法規が一定の危険物の保管場所等につき保安物件との間に一定の離隔距離を保持すべきことなどを内容とする技術上の基準を定めている場合において、道路工事の施行の結果、警察違反の状態を生じ、危険物保有者が右技術上の基準に適合するように工作物の移転等を余儀なくされ、これによつて損失を被つたとしても、それは道路工事の施行によつて警察規制に基づく損失がたまたま現実化するに至つたものにすぎず、このような損失は、道路法七〇条一項の定める補償の対象には属しないものというべきである。」

1. ア 2. イ 3. ウ 4. エ

【第38問】（配点：2）

行政不服審査に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.85]）

ア．行政庁の不作为についての不服申立てに関しては不服申立期間の制限がなく、不作为状態の続く限りいつでも申立てが可能である。

イ．処分庁が誤って法定の期間よりも長い期間を審査請求期間として教示した場合において、その教示された期間内に審査請求がされたときは、当該審査請求は、法定の審査請求期間内にされたものとみなされる。

ウ．処分庁の上級行政庁である審査庁は、処分庁に対する一般的指揮監督権を有するから、裁決で当該処分を審査請求人の不利益に変更することもできる。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第39問】（配点：3）

普通地方公共団体の活動の規律に係る地方自治法の定めに関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に [No.86] から [No.89]）

ア．普通地方公共団体は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがない限り、権利の放棄を行う場合、議会の議決を要する。[No.86]

イ．普通地方公共団体は、執行機関である長に対する諮問機関として、地方自治法の定める委員会及び委員を置かなければならない。[No.87]

ウ．普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがない限り、公の施設の設置及び管理に関する事項を、条例で定めなければならない。[No.88]

エ．各大臣は、担任する事務に関し、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反していると認める場合、当該都道府県に対し、当該自治事務の処理について違反の是正のため必要な措置を講ずるように求めることができる。[No.89]

【第40問】（配点：2）

独立行政法人に関する次のアからウまでの各記述について、法令に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.90]）

ア．独立行政法人とは、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事業ではあるが、民間の主体に委ねても実施されることが十分に期待されるものについて、これを効率的かつ効果的に実施させることを目的として設立される法人をいう。

イ．何人も、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の定める要件を満たす場合には、独立行政法人の保有する自己を本人とする個人情報の開示を請求することができる。

ウ．独立行政法人の行う業務は、いずれも高い公共性を有するものであるから、全ての独立行政法人の役員及び職員は、国家公務員とされている。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

短答式試験問題集 [民事系科目]

【以下の問題の解答に当たっては、国際物品売買契約に関する国際連合条約（ウィーン売買条約）の適用を考慮する必要はない。】

〔民事系科目〕

〔第1問〕（配点：2）

制限行為能力に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.1〕）

- ア. 未成年者が婚姻をする場合に、未成年後見人があるときは、その同意を得なければならない。
- イ. 成年被後見人がした遺言は、成年後見人が取り消すことができる。
- ウ. 保佐開始の審判は、本人の同意がなくてもすることができる。
- エ. 保佐人の同意を得なければならない行為について、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与えることができる。
- オ. 本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意が必要である。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

〔第2問〕（配点：2）

詐欺又は強迫による意思表示に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.2〕）

- ア. 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合において、相手方がその事実を知っていたときには、その意思表示を取り消すことができるが、第三者が強迫を行った場合においては、相手方がその事実を知らなかったときでも、その意思表示を取り消すことができる。
- イ. Aがその所有する不動産をBに売却する旨の契約が締結され、これに基づきAからBへの所有権移転登記がされた場合において、Aが詐欺を理由としてその意思表示を取り消したときには、その旨の登記をしなければ、その取消し後にBからその不動産を買い受けたCに対抗することができないが、Aが強迫を理由としてその意思表示を取り消したときには、その旨の登記をしなくても、その取消し後にBからその不動産を買い受けたCに対抗することができる。
- ウ. 強迫による意思表示の取消しが認められるためには、表意者が完全に意思の自由を失って意思表示をしたことを要する。
- エ. 相手方に欺罔された結果、法律行為の要素に錯誤が生じ、その錯誤により意思表示をした場合には、錯誤による意思表示の無効を主張することも、詐欺による意思表示の取消しをすることもできる。
- オ. 連帯債務者の一人であるAが代物弁済をした後、その代物弁済を詐欺を理由として取り消した場合、他の連帯債務者は、Aの代物弁済が詐欺によるものであることを知らなかったときであっても、債権者に対し、代物弁済による債務の消滅を主張することはできない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第3問】(配点：2)

代理人の権限に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No. 3])

- ア. 売買契約を締結する権限を与えられて代理人となった者は、相手方からその売買契約を取り消す旨の意思表示を受ける権限を有する。
- イ. 成年被後見人が日常生活に関する行為をすることができる場合、成年後見人は、成年被後見人の日常生活に関する法律行為について成年被後見人を代理することはできない。
- ウ. 家庭裁判所が選任した不在者の財産の管理人は、不在者を被告とする土地明渡請求訴訟の第一審において不在者が敗訴した場合、家庭裁判所の許可を得ないで控訴をすることができる。
- エ. 委任による代理人は、本人の許諾を得たときのほか、やむを得ない事由があるときにも、復代理人を選任することができる。
- オ. 個別に代理権の授権がなければ、日常の家事に関する事項についても、夫婦の一方は、他の一方のために法律行為をすることはできない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

【第4問】(配点：2)

無権代理に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No. 4])

- ア. 本人に代わって弁済を受領する権限がない者が本人の有する債権について本人に代わって弁済を受領した後に、第三者が当該債権を差し押さえて転付命令を得た場合において、その後に本人がその弁済受領行為を追認したときは、当該第三者は、転付命令により当該債権を取得することはできない。
- イ. 本人が無権代理行為の追認を拒絶した場合であっても、その後に無権代理人が本人を相続したときは、無権代理行為は有効になる。
- ウ. 無権代理人を相続した本人は、無権代理行為について追認を拒絶することができる地位にあったことを理由として、無権代理人の責任を免れることができない。
- エ. 本人が無権代理人に対して無権代理行為を追認したとしても、相手方がこれを知るまでの間は、本人は、無権代理人に対しても追認の効果を主張することができない。
- オ. 無権代理人が本人を他の相続人と共に共同相続した場合において、他の共同相続人の一人が追認を拒絶したときは、無権代理行為は有効にならない。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ オ

【第5問】（配点：2）

取得時効に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.5]）

- ア. 10年の取得時効を援用して所有権の取得を主張する者は、占有を開始した時及びその時から10年を経過した時の2つの時点の占有を主張・立証すれば足り、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と物を占有したこと、占有の開始時に善意無過失であったことについて主張・立証する必要はない。
- イ. 時効期間を計算する際には、その期間が午前零時から始まるときを除き、期間の初日は算入しない。
- ウ. 外形的客観的にみて占有者が他人の所有権を排斥して占有する意思を有していなかったと解される事情を証明すれば、所有の意思を否定することができる。
- エ. Aが所有する不動産についてBが占有を継続したことにより取得時効が完成しても、Bは、その登記をしなければ、その後にAからその不動産を取得したCに対しては、時効による権利の取得を対抗することができない。
- オ. 他人が所有する土地を自己所有の土地として第三者に賃貸した者は、その第三者が20年間その土地を占有したとしても、取得時効によりその土地の所有権を取得することはできない。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

【第6問】（配点：2）

消滅時効の起算点に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.6]）

- ア. 不確定期限の定めのある債権の消滅時効は、債権者が期限の到来を知った時から進行する。
- イ. 契約解除に基づく原状回復義務が履行不能になった場合において、その履行不能による損害賠償請求権の消滅時効は、原状回復義務が履行不能になった時から進行する。
- ウ. 無断転貸を理由とする土地賃貸借契約の解除権の消滅時効は、転借人が転貸借契約に基づいて当該土地の使用収益を開始した時から進行する。
- エ. 安全配慮義務違反による損害賠償請求権の消滅時効は、損害が発生した時から進行する。
- オ. 10回に分割して弁済する旨の約定がある場合において、債務者が1回でも弁済を怠ったときは債権者の請求により直ちに残債務全額を弁済すべきものとする約定があるときには、残債務全額の消滅時効は、債務者が弁済を怠った時から進行する。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第7問】（配点：2）

Aが所有して占有していた動産甲が、AからBへ売られてBに引き渡され、その後にBからCへ売られてCに引き渡された場合において、AがCに対して所有権に基づき動産甲の返還を請求する訴訟を提起し、請求原因としてAが動産甲を所有していたこと及びCが動産甲を占有していることを主張し、これらについてCの自白が成立したときに関する次の1から4までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。（解答欄は、[No. 7]）

1. Cは、Aが所有権を失ったことを主張する抗弁として、動産甲がBからCへ売られたことを主張・立証しなければならず、Cがこれを主張・立証した場合において、Aが、再抗弁として、動産甲がAからBへ売られたこと及びA B間の売買契約に無効原因があることを主張・立証したときは、Aの請求が認容される。
2. Cは、Aが所有権を失ったことを主張する抗弁として、動産甲がAからBへ売られたこと及び動産甲がBからCへ売られたことを主張・立証しなければならず、Cがこれらを主張・立証した場合において、Aが、再抗弁として、B C間の売買契約に無効原因があることを主張・立証したときは、Aの請求が認容される。
3. Cは、Aが所有権を失ったことを主張する抗弁として、動産甲がAからBへ売られたことを主張・立証しなければならず、Cがこれを主張・立証した場合において、Aが再抗弁として適切な主張・立証をしないときは、Aの請求が棄却される。
4. Cは、Aが所有権を失ったことを主張する抗弁として、動産甲がAからBへ売られたこと及びA B間の売買に基づく引渡しが行われたことを主張・立証しなければならず、Cがこれらを主張・立証した場合において、Aが、再抗弁として、A B間の売買契約に取消原因があること及びB C間の売買契約が締結された後にBに対してA B間の売買契約を取り消す旨の意思表示をしたことを主張・立証したときは、Aの請求が認容される。

【第8問】（配点：2）

登記請求権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 8]）

- ア. Aは、BからB所有の土地を買う旨の契約をし、その代金を支払ったが、所有権移転登記をしていなかった。この売買契約を締結した後10年が経過した場合には、Aは、Bに対し、売買契約により取得した所有権に基づき所有権移転登記手続を請求することができない。
- イ. AからB、BからCへ土地が順次売却された後、Bの同意なくAからCへの所有権移転登記がされた場合、現在の権利関係と登記の内容が一致する限り、Bはその所有権移転登記の抹消登記手続を請求することはできない。
- ウ. AがBの所有する土地に第一順位の抵当権を有し、その抵当権の設定登記がされた後に、その抵当権の被担保債権が弁済により消滅した場合、第二順位の抵当権者であるCは、Aに対し、抵当権設定登記の抹消登記手続を請求することはできない。
- エ. Aは、BからC所有の土地を買う旨の契約をした場合、その土地についてCを登記名義人とする登記がされていても、Bに対し、売買契約に基づき、その土地についてBからAへの所有権移転登記手続を請求することができる。
- オ. Aはその所有する土地をBに遺贈する旨の遺言をしていたが、Aが死亡した後、Bがその土地の所有権移転登記をしない間に、Aの唯一の相続人であるCが、AからCへの相続を原因とする所有権移転登記をした上で、その土地をDに売却してCからDへの所有権移転登記をした場合、Bは、Dに対し、CからDへの所有権移転登記の抹消登記手続を請求することができない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第9問】（配点：2）

登記に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.9]）

- ア． AがBから売買によってB所有の甲土地を取得し、BからAへの所有権移転登記がされた後に、A B間の売買契約が解除され、その後、AからCへ甲土地が譲渡され、AからCへの所有権移転登記がされた場合、Bは、Cに対し、AからCへの所有権移転登記の抹消登記手続を請求することができる。
- イ． AがA所有の甲土地をBに譲渡した後、これをCにも譲渡した場合、Cが背信的悪意者とされる場合であっても、Bは、Cからの譲受人Dが背信的悪意者でない限り、Dに対して自己の所有権を主張するためには登記が必要である。
- ウ． AがBに賃貸している甲土地をCに譲渡した場合において、Cが所有権移転登記をしていない場合は、BはCに対して賃料の支払を拒むことができる。
- エ． AとBは、被相続人Cが所有していた甲土地を共同相続したが、Bは、甲土地についてAに無断で相続を原因としてCからBへの所有権移転登記をし、さらに、Dへ甲土地を譲渡した場合、Aの持分について、AがDに対して自己の権利を主張するためには登記が必要である。
- オ． AとBは、被相続人Cが所有していた甲土地を共同相続し、Aが甲土地を単独で相続する旨の遺産分割を成立させた。その後、Bが、甲土地について相続を原因としてA Bの共有とする登記をし、さらにBの持分をDへ譲渡した場合、Bの持分について、AがDに対して自己の権利を主張するためには登記が必要である。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第10問】（配点：2）

A大学の図書館所蔵の書籍甲を、同大学教授Bが借り出し、図書館と同一の構内にある自己の研究室で利用していたことを前提として、次の1から4までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.10]、[No.11] 順不同）

- 1. Bが海外出張のため1週間大学を留守にしていた間に、Cが甲を盗み出して現に所持している場合、Bは、Cに対し、占有回収の訴えにより甲の返還を求めることができる。
- 2. Bが目を離した隙に、Dが甲を盗み出した上、自己の物と偽ってEに売却し、引き渡した。甲にはA大学図書館の蔵書印が押捺されており、Eは、Dが甲を横領したものであると考えていた場合であっても、Bは、Eに対し、占有回収の訴えにより甲の返還を求めることはできない。
- 3. Bが研究室から自宅に甲を持ち帰る途中、電車内に甲を置き忘れたところ、Fがこれを拾得して現に所持している場合、Bは、Fに対し、占有回収の訴えにより甲の返還を求めることができる。
- 4. Bは、助手Gに対し、甲の一部について複写するよう指示して甲を預けたところ、Gが目を離した隙にHが甲を盗み出して現に所持している場合、Bは、Hに対し、占有回収の訴えにより甲の返還を求めることはできない。

【第11問】（配点：2）

物権又はその得喪若しくは変更について当事者がする合意に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.12]）

- ア. 抵当権の順位の変更は、各抵当権者の合意のみによって効力を生ずるが、それを第三者に対抗するためには、その登記をしなければならない。
- イ. 土地を所有する者が売主となる売買において、当事者間で合意をすれば土地上の立木についての所有権を当該売主に留保することができるが、それを第三者に対抗するためには、当該売主が立木の所有者である旨を公示する対抗要件を具備しなければならない。
- ウ. 抵当権者は、利息その他の定期金の全額を被担保債権とする旨の定めを設定行為としたときは、その定めに従い他の債権者に優先して抵当権を行使することができる。
- エ. 売買においては、目的物の所有権は、契約成立時に移転することが原則であるが、これと異なる時期に所有権が移転するものと定めることができる。
- オ. 不動産質権者は、設定者の承諾を得なければ、質権の目的である不動産の使用及び収益をすることができない。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

【第12問】（配点：2）

相隣関係に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.13]）

- ア. 土地の所有者は、隣地との境界付近において建物を修繕するため必要な範囲内で、隣地の使用を請求することができるが、隣地所有者がこれにより損害を受けたときは、その償金を支払わなければならない。
- イ. 土地の分割によって公道に通じない土地が生じた場合には、その土地の所有者は、公道に至るため、他の分割者の所有地のみを通行することができ、その通行について償金を支払う必要はない。
- ウ. 土地の所有者は、やむを得ない事由がある場合には、直接に雨水を隣地に注ぐ構造の屋根を設けることができるが、隣地所有者がこれにより損害を受けたときは、その償金を支払わなければならない。
- エ. 土地の境界線から50センチメートル以上の距離を保って建物を築造しなければならない場合においても、境界線に接して建築をしようとする者がいるときに、隣地の所有者は、その建築を中止させ、又は変更させることができない。
- オ. 土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その枝を切除することができ、かつ、その費用を隣地の所有者に請求することができる。

1. ア イ 2. ア ウ 3. ウ エ 4. イ オ 5. エ オ

【第13問】（配点：2）

留置権に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.14]）

- ア．債権者は、債務者との合意によって先取特権の設定を受けることはできないが、債務者との合意により留置権の設定を受けることはできる。
- イ．留置権者は、留置物について留置権に基づき競売を申し立てることができ、換価金から優先的に弁済を受けることができる。
- ウ．留置権者が債務者の承諾を得ずに留置物を賃貸した場合、債務者は、留置権の消滅を請求することができる。
- エ．請負人が、注文者に対する報酬債権を被担保債権として、留置権に基づき仕事の目的物の引渡しを拒んでいる場合、その報酬債権の消滅時効の進行は妨げられない。
- オ．留置権者は、目的物の滅失によって債務者が受けるべき金銭その他の物に対して物上代位をすることができる。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第14問】（配点：2）

抵当権に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.15]）

- ア．保証人の求償権は、主たる債務者が弁済しないときに保証人が弁済することによって生じる将来の債権であるから、保証人の求償権を被担保債権として抵当権を設定することはできない。
- イ．土地を賃借し、その土地上に建物を所有している者が、その建物に抵当権を設定した場合であっても、土地の賃貸人が賃借人との合意により賃貸借契約を解除したときは、土地の賃貸人は、その解除による賃借権の消滅を抵当権者に対抗することができる。
- ウ．抵当不動産を買い受けた第三者が、抵当権者の請求に応じてその抵当権者にその代価を弁済したときは、抵当権は、その第三者のために消滅する。
- エ．抵当権を実行することができる時から20年が経過すれば、抵当権設定者は、抵当権者に対し、時効による抵当権の消滅を主張することができる。
- オ．A所有の建物について、Bが第一順位の抵当権を、Cが第二順位の抵当権をそれぞれ有している場合、BがAからその建物を買受けた場合であっても、第一順位の抵当権は消滅しない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

〔第15問〕（配点：2）

法定地上権に関する次の1から4までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。
（解答欄は、〔No.16〕）

1. Aが所有する甲土地に、その更地としての評価に基づき、Bのための抵当権が設定され、その後、甲土地上にA所有の乙建物が建てられた後、抵当権が実行された結果、Cが甲土地の所有者になった場合、Bが抵当権設定時、甲土地上にA所有の乙建物が建てられることをあらかじめ承諾していたとしても、甲土地に乙建物のための法定地上権は成立しない。
2. Aが所有する甲土地に、Bのための第一順位の抵当権が設定され、その後、Bの承諾を受けて甲土地上にA所有の乙建物が建てられ、さらに、甲土地にCのための第二順位の抵当権が設定された後、Cの申立てに基づいて甲土地の抵当権が実行された結果、Dが甲土地の所有者になった場合、甲土地に乙建物のための法定地上権が成立する。
3. Aが所有する甲土地に、A所有の乙建物が存在し、その後、甲土地にBのための抵当権が設定され、抵当権が実行された結果、Cが甲土地の所有者になった場合、Aが乙建物の所有権の登記をしていなかったときは、甲土地に乙建物のための法定地上権は成立しない。
4. Aが所有する甲土地に、A所有の乙建物が建てられ、その後、甲土地と乙建物にBのための第一順位の共同抵当権がそれぞれ設定され、さらに、乙建物が取り壊されて甲土地上にA所有の丙建物が建てられた場合、その後、丙建物にBのための第一順位の共同抵当権が設定され、甲土地の抵当権が実行された結果、Cが甲土地の所有者になったときであっても、甲土地に丙建物のための法定地上権は成立しない。

〔第16問〕（配点：2）

売買契約においてその目的物であるワインを種類のみで指定し、買主の住所で引き渡すこととされていた場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.17〕）

- ア. 売主が債務の本旨に従って買主の住所にワインを持参したのに、買主がその受領を拒んだ場合には、その後売主がそのワインを故意に滅失させたときであっても、売主は、ワインの引渡債務の不履行を理由とする損害賠償責任を負わない。
- イ. 売主が債務の本旨に従って買主の住所にワインを持参したが、買主がその受領を拒んだ場合において、その後そのワインが保管されていた倉庫が第三者の放火によって焼失し、ワインが滅失したときには、売主は、ワインの引渡債務を免れる。
- ウ. 売主が債務の本旨に従って買主の住所にワインを持参したが、買主がその受領を拒んだ場合において、その後そのワインが買主の過失により滅失したときは、買主は、ワインの代金債務を免れない。
- エ. 売主が債務の本旨に従って買主の住所にワインを持参したが、買主がその受領を拒んだ場合には、その1週間後に売主が買主に対してワインの代金の支払を求めてきたときであっても、買主は、ワインの引渡しとの同時履行の抗弁を主張することができない。
- オ. 買主があらかじめワインの受領を拒んでいる場合において、売主が弁済の準備をしたことを買主に通知してその受領を催告したときは、売主は、約定の期日に買主の住所にワインを持参しなくても、ワインの引渡債務の不履行を理由とする損害賠償責任を負わない。
1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第17問】（配点：2）

詐害行為取消権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.18]）

- ア．共同相続人間で成立した遺産分割協議は、詐害行為取消権の対象とならない。
- イ．詐害行為取消権が成立するためには、債務者が債権者を害することを意図して法律行為をする必要がある。
- ウ．債務超過の状態にある者が離婚に伴う財産分与として配偶者に金銭の給付をする旨の合意は、その額が財産分与として不当に過大で、財産分与に仮託された財産処分と認められる事情がある場合、不当に過大な部分について、その限度において詐害行為として取り消すことができる。
- エ．抵当権が設定されている一つの建物を、その抵当権者に代物弁済として供した債務者の行為が詐害行為となる場合、他の一般債権者は、当該建物の価額から当該抵当権の被担保債権額を控除した残額の範囲で取り消すことができ、その限度において価額の賠償を請求することが許されるにとどまり、当該建物自体を債務者の一般財産として回復することはできない。
- オ．詐害行為取消権は、訴訟において行使しなければならないが、訴えによる必要はなく、抗弁によって行使することもできる。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第18問】（配点：2）

Aに対し、BCDが等しい負担部分で300万円の連帯債務を負っている場合に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、[No.19]）

- 1. AがBに対して履行の請求をしても、そのことを知らないC及びDについては、時効中断の効力を生じない。
- 2. BがAに対して有する金銭債権を自働債権として相殺をしても、C及びDに相殺の効力は及ばない。
- 3. AがBに対して300万円の連帯債務の全額について免除をした場合には、C及びDは、Aに対し、200万円の連帯債務を負う。
- 4. Bのために消滅時効が完成しても、C及びDは、Aに対し、300万円の連帯債務を負う。
- 5. 判例によれば、Bが60万円を弁済しても、Bの負担部分の範囲内であるから、C及びDに対して求償することはできない。

【第19問】（配点：2）

AのBに対する金銭債務について、CがBとの間で保証契約を締結した場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

（解答欄は、[No.20]）

- ア. AのBに対する債務に関して違約金の定めがなかった場合、BC間の保証契約において違約金の定めをすることはできない。
- イ. Aが未成年者であって、その法定代理人の同意を得ないでBに対する債務を負担する行為をした場合において、Cが、保証契約締結の当時、そのことを知っており、その後、Aの行為が取り消されたときには、Cは、Aの負担していた債務と同一の目的を有する独立の債務を負担したものと推定される。
- ウ. AのBに対する債務の額が500万円であり、CがAの依頼を受けてBとの間で保証契約を締結した場合において、Aが、その後取得したBに対する300万円の金銭債権を自働債権として、Bに対する債務と相殺をしようと考えていたところ、CがAに対して通知することなくBに500万円を弁済したときには、AはCから500万円の求償を受けても、相殺をすることができる地位にあったことを主張して、300万円の範囲でこれを拒むことができる。
- エ. Cが、Aの意思に反してBとの間で保証契約を締結し、Bに保証債務の弁済をした場合には、Cは、Aが現に利益を受けている限度でのみ、Aに対して求償をすることができる。
- オ. 判例によれば、AのBに対する債務につき消滅時効が完成した場合において、Aが時効の利益を放棄したときには、Cは、もはや時効の援用をすることができない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第20問】（配点：2）

弁済の目的物の供託に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。

（解答欄は、[No.21]、[No.22] 順不同）

- 1. 債務の弁済について利害関係を有する第三者が弁済の提供をしたのに、債権者がその受領を拒む場合には、当該第三者は、債務者の意思に反するときであっても、供託をすることができる。
- 2. 債務者が債権者を確知することができない場合には、確知することができないことについての過失の有無を問わず、供託をすることができる。
- 3. 債務者が供託をした場合であっても、債権者が供託物を受け取らない限り、債務は消滅しない。
- 4. 債務者が供託をした場合、債権者が同意しない限り、債務者は供託物を取り戻すことができない。
- 5. 供託をした債務者が債権者に対して同時履行の抗弁を主張することができる場合、債権者が供託物を受け取るためには、債務者に対して反対給付をしなければならない。

【第21問】（配点：2）

弁済及び相殺に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.23]）

ア． A名義のB銀行に対する預金に係る通帳と印鑑を窃取したCが、Aの代理人と称して、B銀行から預金の払戻しを受けた場合、Cは、自己のためにする意思でしたものではなく、債権の準占有者には当たらないので、B銀行の過失の有無にかかわらず、弁済の効力は生じない。

イ． AがB銀行に対する定期預金債権を有していたところ、Cが、Aと称して、B銀行に対し、その定期預金債権を担保とした貸付けの申込みをし、B銀行は、CをAと誤信したため貸付けに応じた。その後、貸付金債権の履行期に弁済がなかったため、B銀行がその貸付金債権を自働債権としてその定期預金債権と相殺をした場合において、貸付けの際に、金融機関として負担すべき相当の注意義務を尽くしていたときは、B銀行は、その相殺をもってAに対抗することができる。

ウ． 債務者の弁済が、債権の準占有者に対する弁済として有効となる場合においては、真の債権者は、弁済を受けた者に対し、不当利得返還請求をすることができない。

エ． AがBに対して取立債務を負っている場合において、その履行期にBが取立てをしなかったとしても、Aが口頭の提供をしていないときは、Aは債務不履行責任を免れない。

オ． Aは、Bに対する債権をC及びDに二重に譲渡し、それぞれの譲渡につきBに対して確定日付のある証書で通知をしたが、その到達はCへの譲渡についてのものが先であった場合において、BがDに対してした弁済が効力を生ずるためには、Dを真の債権者であると信ずるにつき相当な理由があることを要する。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第22問】（配点：2）

贈与に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、[No.24]）

1. 贈与は、自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示することにより成立する単独行為である。

2. 書面によらない贈与であれば、履行の終わった部分についても撤回することができる。

3. 贈与者は、贈与した特定物を引き渡すまでの間、善良な管理者の注意をもってその物を保存する義務を負う。

4. 贈与者は、贈与した特定物に瑕疵があった場合、売主と同様の担保責任を負う。

5. 他人の物を目的とする贈与は、贈与者がその物の権利を取得した時からその効力を生ずる。

【第23問】（配点：2）

売買に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.25]）

- ア．買主は、目的物の引渡しを先に受けた場合でも、目的物の引渡しを受けた場所において代金を支払わなければならない。
- イ．売主は、目的物の引渡しを遅滞している場合でも、引渡しまでは、これを使用し果実を取得することができるが、買主が代金を支払った後は、果実を取得することはできない。
- ウ．買主は、買い受けた不動産について抵当権、先取特権又は質権の登記があるときは、抵当権、先取特権又は質権の消滅請求の手続が終わるまで、その代金の支払を拒むことができる。
- エ．買主が売主に手付を交付した場合、売主が手付の倍額を償還して契約を解除するためには、口頭により手付の倍額を償還する旨を告げ、その受領を催告すれば足りる。
- オ．賃借地上にある建物の売買契約が締結された場合、売主は、その建物の敷地を目的とする賃借権の譲渡につき賃貸人の承諾を得て、敷地の賃借権を買主に移転する義務を負う。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第24問】（配点：2）

使用貸借に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.26]）

- ア．当事者が返還時期及び使用収益の目的を定めなかった場合、貸主は、相当の期間を定めて返還の催告をしなければ、使用貸借の目的物の返還を求めることはできない。
- イ．判例によれば、建物の借主がその建物に課される公租公課に相当する額を全て負担している場合には、特別の事情のない限り、当該建物の貸借関係を使用貸借と認めることはできない。
- ウ．貸主は、使用貸借の目的物に瑕疵があることを知っていた場合、その存在を借主に告げていれば、瑕疵担保責任を負わない。
- エ．借主は、使用貸借の目的物について、善良な管理者の注意をもって保管する義務を負う。
- オ．借主が死亡した場合、その相続人は、使用貸借の目的物を借主として使用収益する地位を承継する。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ オ 5. ウ エ

【第25問】（配点：2）

消費貸借に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.27]）

- 1. 判例によれば、利息付きの消費貸借において、借主は、特約のない限り、元本を受け取った日を含めた利息を支払わなければならない。
- 2. 民法上の消費貸借は、利息に関する約定をしなかった場合、無利息の消費貸借となる。
- 3. 利息付きの消費貸借において、物に隠れた瑕疵があったときは、貸主は、瑕疵がない物をもってこれに代えなければならない。
- 4. 消費貸借の予約は、その後に借主が破産手続開始の決定を受けた場合であっても、その効力を失わない。
- 5. 借主は、契約に定めた時期に先立って返還することができるが、貸主の利益を害することはできない。

〔第26問〕（配点：2）

賃貸借契約において敷金が差し入れられていた場合に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は，[No.28]，[No.29] 順不同）

1. 建物の賃貸借契約において、目的建物の譲受人が賃貸人たる地位を承継した場合、敷金は譲渡人に対する賃貸借契約上の債務があればこれに充当された上で譲受人に承継されるため、賃借人は、賃貸借契約が終了し目的建物を明け渡したときは、譲受人に対し、敷金の返還を請求することができる。
2. 土地の賃貸借契約において、目的土地上の建物の所有権が土地賃借権とともに譲渡され、その土地賃借権の譲渡について賃貸人の承諾がある場合、敷金についての権利関係も土地賃借権とともに移転するため、土地賃借権の譲受人は、契約が終了し目的土地を明け渡したときは、賃貸人に対し、譲渡人が差し入れていた敷金の返還を請求することができる。
3. 建物の賃貸借契約において、契約が終了し目的建物が明け渡された後に敷金の返還請求がされた場合、賃料の未払があるときは、敷金が当然に充当されるため、賃貸人が賃借人に相殺の意思表示をする必要はない。
4. 敷金は賃借人が賃貸借期間中に負担する債務を担保するものであるから、賃借人は、賃料の未払がある場合であっても、差し入れてある敷金をもって賃料債務に充当する旨を主張することにより、敷金の額に満つるまでは、未払賃料の支払を拒むことができる。
5. 建物の賃貸借契約において、敷金返還請求権は、賃貸借契約が終了し目的建物が明け渡された時点において、それまでに生じた被担保債権を控除した残額につき具体的に発生するものであるから、賃貸借契約が終了した後であっても、目的建物が明け渡される前においては、転付命令の対象とはならない。

〔第27問〕（配点：2）

Aが首輪の付いている飼い主不明の犬を発見し、その不明の飼い主のために犬の世話をした場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，[No.30]）

- ア. Aが自分の家に犬を連れて帰り、世話をしている場合、犬の飼い主に対して報酬を請求することはできない。
- イ. Aが自分の家に犬を連れて帰り、世話をしている場合、犬の世話について要求される注意義務の程度は自己の財産に対するのと同じの注意で足りる。
- ウ. Aが自分の家に犬を連れて帰り、世話をしていたところ、犬が下駄箱の上に置かれていた花瓶を倒し、壊してしまった。この場合、Aに過失がなかったとすると、Aは犬の飼い主に対して損害賠償を請求することができる。
- エ. Aが自分の家に犬を連れて帰り、世話をしていたところ、犬が家の塀を乗り越え、通行人Bに怪我をさせた。この場合のAは、所有の意思を持たないため、動物の占有者としての責任を負わず、BがAに対して損害賠償を請求するには、Aの過失を立証しなければならない。
- オ. Aは、犬を発見した時、犬が怪我をしていたので、獣医に治療を受けさせ、治療費を支払った。その後、飼い主が犬の返還を求めてきた場合、Aは、支払った治療費の償還を受けるまで、犬の引渡しを拒むことができる。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

【第28問】（配点：2）

不当利得に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.31]）

- ア． Aが公正証書を債務名義としてBの財産に強制執行をしようとしている場合、Bは、その強制執行に係る債務を既に弁済したことを知りつつ、後日返還を請求する旨を留保して、強制執行を避けるためやむを得ずAに債務の弁済として金員を支払ったときは、Aに対し、その金員の返還を請求することはできない。
- イ． A銀行は、Bに帰属している預金を誤ってCに払い戻したものの、その払戻しについて過失があった場合、その預金について、Bへの払戻しをしていないときでも、Cに対し、支払った金員の返還を請求することができる。
- ウ． 債権者Aが債務者Bに対する債権を被担保債権としてC所有の不動産の上に抵当権の設定を受けたが、当該抵当権は、Bが権限なくCを代理して設定したものであった場合、その抵当権の実行により不動産の所有権を喪失したCは、抵当権の実行手続において配当を受けたAに対し、不当利得の返還を請求することはできない。
- エ． 債務者Aが、第三者Bから横領した金銭を自己の金銭と識別することができない状態にした上、その金銭で自己の債権者Cに対する債務の弁済に充てた場合であっても、社会通念上、Bの金銭でCの利益を図ったと認めるに足りる連結があり、CがAの横領を知り、又は知らなかったことについて重大な過失があるときは、Bは、Cに対し、不当利得の返還を請求することができる。
- オ． AがBに不法な原因のために土地を譲渡し、所有権移転登記をした場合、Aは、Bに対し、不当利得に基づきその返還を請求することができないときであっても、土地の所有権に基づき、所有権移転登記の抹消を請求することができる。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ オ

【第29問】（配点：2）

不法行為に関する次の1から4までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.32]）

- 1． Aの前方不注意による自動車の運転によってBが重傷を負い、Bを治療したCの過失によってBが死亡した場合において、ACの各行為が共同不法行為となるときであっても、Bの死亡という結果の発生に対するA及びCの寄与の割合をそれぞれ確定することができるときは、Aは、Bの死亡による損害の全額を賠償する責任を負わない。
- 2． 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによってAに損害が生じた場合において、その工作物の占有者であるBが損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、その工作物の所有者であるCが、Aに対し、その損害を賠償する責任を負う。
- 3． 複数の加害者であるABの過失と被害者Cの過失が競合する1つの交通事故において、その交通事故の原因となった全ての過失の割合を認定ことができ、A、B及びCの過失割合が順次5：3：2である場合には、ABは、Cに対し、連帯して、その損害の8割に相当する額を賠償する責任を負う。
- 4． Aの不法行為により未成年者Bが重傷を負った場合において、Bが事理弁識能力を有していなかったときであっても、その損害の発生についてBの親に監督上の過失が認められるときには、Aは、過失相殺による損害額の減額を主張することができる。

【第30問】（配点：2）

A及びBが婚姻し、Aの氏を称することにした場合において、その間の子Cが満18歳であった時にA及びBが離婚したことを前提として、次の1から4までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.33]）

1. A及びBの離婚に際し、Cの親権者と定められたBが婚姻前の氏に復した場合に、未成年者であるCがBの氏を称するためには、家庭裁判所の許可を得る必要がある。
2. A及びBの離婚に際し、Cの親権者と定められたBが、婚姻前の氏に復したことにより、子が父又は母と氏を異にする場合に該当するとして、Cが法定の手續に従いBの氏を称するに至った場合に、Cが成年に達した時から法定の期間内にAの氏に復するためには、家庭裁判所の許可を得る必要はない。
3. A及びBの離婚に際し、Cの親権者と定められたBが、Aとの離婚後にDと婚姻し、Dの氏を称することとした場合、未成年者であるCは、Dの養子となる縁組をしたときに限り、Dの氏を称することができる。
4. A及びBの離婚当時、Eと婚姻してEの氏を称することとしていたCは、その後Fの養子となる縁組をした場合であっても、Fの氏を称することはできない。

【第31問】（配点：2）

親権及び未成年後見に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.34]）

- ア. 父又は母による親権の行使が困難又は不相当なことにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、期間を定めることなく親権停止の審判をすることができる。
- イ. 子の出生前に父母が離婚した場合には、父又は母の請求により、家庭裁判所が親権者を定める。
- ウ. 未成年後見人が複数いる場合には、共同でその権限を行使するのが原則であるが、家庭裁判所は、その一部の者について、財産に関する権限のみを単独で行使すべきことを定めることができる。
- エ. 法人は未成年後見人になることができない。
- オ. 親権を行う者は、自己のためにするのと同じの注意をもって、その管理権を行わなければならない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第32問】（配点：2）

A（30歳）B（30歳）夫婦が、婚姻していないC（42歳）とD（42歳）の間の子E（4歳）を養子にする場合において、CはEを認知し、DはEの親権者であることを前提として、次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.35]）

- ア． A B夫婦がEとの間で普通養子縁組をする場合においては、Dの承諾を得るとともに、家庭裁判所の許可を得る必要があるが、Cの同意を得る必要はない。
- イ． A B夫婦とEとの間で特別養子縁組を成立させるためには、夫婦がともに養親とならなければならないが、AとEとの間でのみ特別養子縁組を成立させることはできない。
- ウ． A B夫婦がEとの間で普通養子縁組をする場合であっても、A B夫婦がEの親権者となるためには、親権者の変更について家庭裁判所の許可を得なければならない。
- エ． A B夫婦がEとの間で普通養子縁組をした場合においては、D E間の親族関係は存続するが、C E間の親族関係は終了する。
- オ． A B夫婦とEとの間で特別養子縁組が成立した場合においては、C E間及びD E間の親族関係は終了する。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第33問】（配点：2）

相続人と相続の効果に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.36]）

- ア． 代襲相続は、被代襲者が死亡した場合には認められるが、被代襲者が相続欠格又は推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者）の廃除によって相続資格を失った場合には認められない。
- イ． 封印のある自筆証書による遺言書が検認を経ずに開封された場合、相続に関する遺言は無効となる。
- ウ． 推定相続人の廃除は、遺留分を有する推定相続人についてのみ認められており、被相続人の兄弟姉妹については認められていない。
- エ． 判例によれば、Aが死亡し（第1相続）、その相続の承認又は放棄をすべき期間中に、Aの相続人であるAの子Bが死亡した場合（第2相続）、Bの相続人であるBの子Cは、第2相続の承認又は放棄をすべき期間中に、第1相続と第2相続についてともに相続の承認をすることができるが、第1相続を放棄して、第2相続のみを承認することはできない。
- オ． 判例によれば、遺言により相続分の指定がされている場合であっても、被相続人の債権者は、法定相続人に対し、法定相続分に従った相続債務の履行を求めることができる。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第34問】（配点：2）

遺産分割に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.37]）

- ア．共同相続人の一人であるAが相続開始前から被相続人の許諾を得て遺産である甲建物において被相続人と同居してきたときは、相続が開始した時から遺産分割が終了するまでの間、引き続きAに甲建物を無償で使用させる旨の合意があったものと推認され、被相続人の地位を承継した他の相続人らが貸主となり、Aを借主とする甲建物の使用貸借契約関係が存続することになる。
- イ．共同相続人が全員の合意によって遺産分割前に遺産である土地を第三者に売却した場合において、その売買に係る代金債権は、不可分債権である。
- ウ．被相続人が所有し、その名義で所有権の登記がされている甲土地を相続人の一人であるAに相続させる旨の遺言が遺産分割の方法の指定と解される場合、Aは、登記をしなくても甲土地の所有権の取得を第三者に対抗することができる。
- エ．嫡出でない子がいる母の死亡による相続について、その子が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人らがその子の存在を知らないまま、既に遺産分割の協議を成立させていたときは、その子は、他の共同相続人らに対し、価額のみによる支払の請求権を有する。
- オ．遺産分割後に遺産である建物に隠れた瑕疵があったことが判明した場合であっても、当該建物を遺産分割により取得した相続人は、他の相続人に対し、瑕疵担保責任を追及することができない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

【第35問】（配点：2）

被相続人Aの遺産は、甲土地（死亡時の価額3000万円）及び乙建物（死亡時の価額1000万円）であり、相続債務は存在せず、法定相続人は配偶者B並びにAB間の子C及びDであることを前提として、次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。ただし、特に言及がある場合を除き、相続開始時の貨幣価値への換算並びに特別受益及び寄与分は考えなくてよい。（解答欄は、[No.38]）

- ア．Cが、遺産の維持又は増加につき800万円相当の特別の寄与をしていた場合、具体的相続分は、B及びCがそれぞれ1600万円、Dが800万円である。
- イ．Aが、死亡する3年前にDに生計の資本として1000万円を贈与していた場合、具体的相続分は、Bが2500万円、Cが1250万円、Dが250万円である。
- ウ．Aが、死亡する3年前にCに生計の資本として1000万円を贈与していたが、遺言で、相続の際には、当該贈与は各自の相続分の算定から除外するように指示していた場合、具体的相続分は、Bが2000万円、C及びDがそれぞれ1000万円である。
- エ．Aが、死亡する3年前にCに生計の資本として400万円を贈与し、さらに、遺言で甲土地及び乙建物をBに相続させるとしていた場合、Dは甲土地及び乙建物について遺留分減殺請求をすることができるが、Cは遺留分減殺請求をすることができない。
- オ．Aが遺言で甲土地及び乙建物をCに相続させるとしていた場合において、Dが甲土地及び乙建物について遺留分減殺請求権を行使したときは、Cは、乙建物についてのみ価額による弁償をすることはできない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第36問】（配点：2）

必要費に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.39]）

- ア. 義務なく他人のために事務の管理を始めた者は、本人のために有益な債務を負担した場合において、その債務が弁済期にあるときは、本人に対し、自己に代わってその弁済をすることを請求することができる。
- イ. 占有者は、占有物について通常必要費を支出した場合であっても、果実を取得したときには、回復者にその償還をさせることはできない。
- ウ. 動産質権者は、継続して占有している質物について通常必要費を支出した場合であっても、所有者にその償還をさせることはできない。
- エ. 留置権者は、留置物について通常必要費を支出した場合には、所有者にその償還をさせることができる。
- オ. 抵当不動産の第三取得者は、抵当不動産について通常必要費を支出した場合には、果実を取得したときであっても、抵当不動産の代価から、他の債権者より先にその償還を受けることができる。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ オ

【第37問】（配点：2）

民法と特別法の関係に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.40]）

- ア. 一般社団法人は、法令の規定に従い、定款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。
- イ. 法人が指名債権である金銭債権を譲渡した場合において、当該債権の譲渡につき債権譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときであっても、その債権の譲渡は、確定日付のある証書によって、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者以外の第三者に對抗することができない。
- ウ. 消費者契約（消費者と事業者との間で締結される契約）において、事業者の詐欺により消費者がした意思表示は、取り消すことができる。
- エ. 建物の賃貸借は、これを登記した場合には、その建物の引渡しがされていないときであっても、その後その建物について物権を取得した者に対し、その効力を生ずる。
- オ. 製造物（製造又は加工された動産）を業として製造した者は、その引き渡した製造物の欠陥により他人の財産を侵害した場合、故意又は過失がなかったことを証明すれば、それによって生じた損害を賠償する責任を負わない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

【第38問】（配点：2）

株式会社を設立する際の定款に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は，[No.41]，[No.42] 順不同）

1. 定款の絶対的記載事項のうち、発行可能株式総数は、登記すべき事項ではない。
2. 支店の所在地は、定款の絶対的記載事項である。
3. 判例によれば、定款に定めのない財産引受けは無効であり、会社の成立後、その財産引受契約を承認する株主総会の特別決議をしても、これによって無効な財産引受契約が有効となるものではない。
4. 定款の認証の手数料は、定款に定めがなくても、成立後の会社が負担する。
5. 公証人による認証を受けた定款を会社の成立後に変更する場合には、改めて公証人による認証を受ける必要はない。

【第39問】（配点：2）

単元株制度に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，[No.43]）

- ア. 発行済株式の総数が20万株である会社の単元株式数は、1000を超えることはできない。
 - イ. 株主は、単元未満株式について、定款に定めがある場合に限り、株主総会において議決権を行使することができる。
 - ウ. 株主は、単元未満株式について、定款に定めがある場合に限り、会社に対してその買取りを請求することができる。
 - エ. 取締役会設置会社でない会社において、単元株式数を減少するには、株主総会の決議が必要である。
 - オ. 種類株式発行会社においては、単元株式数は、株式の種類ごとに定めなければならない。
1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ オ

【第40問】（配点：2）

株式に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，[No.44]）

- ア. 他人の承諾を得てその名義を用いて募集株式の引受けがされた場合には、特段の事情がない限り、その名義の使用を承諾した者が株主となる。
 - イ. 株券発行会社が株券として会社法所定の要件を満たす文書を作成した場合には、その文書は、株主に交付される前であっても、株券としての効力を有する。
 - ウ. 会社の承認を得ないで譲渡制限株式を譲渡担保に供した場合には、その譲渡担保権の設定は、契約当事者間においては有効である。
 - エ. 会社と従業員との間で、従業員の退職に際してはその有する当該会社の譲渡制限株式を会社の指定する者に譲渡する旨の合意をした場合には、その合意は、無効である。
 - オ. 新株発行の無効の訴えにおいて、会社法所定の出訴期間の経過後に新たな無効事由を追加して主張することは、許されない。
1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

【第41問】（配点：2）

新株予約権に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.45]）

- ア. 会社は、その発行する新株予約権を引き受ける者の募集をしようとするときは、募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日を定めなければならない。
- イ. 新株予約権は、これを発行した会社の貸借対照表において、負債の部に計上される。
- ウ. 新株予約権の行使に際し、金銭以外の財産を出資の目的とすることができる。
- エ. 会社は、その有する自己新株予約権を行使することができない。
- オ. 募集新株予約権の発行が法令に違反する場合において、既存の新株予約権者が不利益を受けおそれがあるときは、その新株予約権者は、会社に対し、新株予約権の発行をやめることを請求することができる。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第42問】（配点：2）

株主総会に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.46]）

- ア. 株主総会は、会社の本店の所在地において招集しなければならない。
- イ. 会社法上の公開会社でない取締役会設置会社においては、株主総会の招集通知は、口頭ですることができる。
- ウ. 譲渡による株式の取得について会社の承認を要する旨の定款の定めは、株主総会の特別決議により、廃止することができる。
- エ. 取締役がその任務を怠った場合における会社に対する損害賠償責任は、総株主の同意がある場合には、株主総会の決議を経ることなく、これを免除することができる。
- オ. 株主総会の決議について特別の利害関係を有する者が議長として議事を主宰した場合には、その株主総会の決議は、無効である。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

【第43問】（配点：2）

取締役及び取締役会に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.47]）

- ア. 取締役会を構成する取締役は、社外取締役であっても、取締役会に上程された事柄についてだけ監視するにとどまらず、代表取締役による会社の業務執行一般につき、これを監視する職務を有する。
- イ. 取締役会の開催に当たり、取締役の一部の者に対する招集通知を欠いた場合において、その取締役が出席してもなお決議の結果に影響がないと認めるべき特段の事情があるときは、その決議は有効である。
- ウ. 取締役会の定足数は、開会時に充足されただけでは足りず、討議及び議決の全過程を通じて維持されなければならない。
- エ. 代表取締役の解職に関する取締役会の決議については、その決議がその代表取締役に告知されて初めて解職の効果が生ずる。
- オ. 代表取締役が取締役会の決議を経ないで重要な業務執行に該当する取引をした場合には、特段の事情がない限り、その会社以外の者も、取締役会の決議を経ないことを理由とするその取引の無効を主張することができる。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

【第44問】（配点：2）

会社法上の公開会社の代表取締役の行為を監督・是正する手段に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.48]，[No.49] 順不同）

1. 会社法所定の要件を満たす株主は、代表取締役による会社の業務執行に関し、法令に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、会社の業務及び財産の状況を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。
2. 会社法所定の要件を満たす株主は、取締役に対し、代表取締役を取締役から解任することを議題とすること及びその理由を示して、株主総会の招集を請求することができる。
3. 会社法所定の要件を満たす株主は、代表取締役の職務の執行に関し法令に違反する重大な事実があった場合には、その代表取締役を取締役から解任することを議案とする株主総会が開催されたか否かを問わず、訴えをもってその解任を請求することができる。
4. 会社法所定の要件を満たす株主は、代表取締役が法令に違反する行為をし、その行為によって会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その代表取締役に対し、その行為をやめることを請求することができる。
5. 監査役は、代表取締役につき法令に違反する事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役会に報告しなければならない。

【第45問】（配点：2）

監査役会設置会社の会計監査人に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.50]）

- ア. 会計監査人の報酬は、定款にその額を定めていないときは、株主総会の決議によって定めなければならない。
- イ. 会計監査人は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、その株主総会において再任されたものとみなされる。
- ウ. 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任することができる。
- エ. 会計監査人は、取締役が不正の行為をし、又は不正の行為をするおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役会に報告しなければならない。
- オ. 会計監査人は、その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第46問】（配点：2）

会社法上の公開会社である委員会設置会社の業務執行に関する次の1から5までの各事項のうち、その決定を執行役に委任することができるものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.51]，[No.52] 順不同）

1. 重要な財産の処分
2. 取締役の報酬の決定
3. 株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容の決定
4. 執行役が2名以上ある場合における代表執行役の選定
5. 払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額でない場合における募集株式の発行に係る募集事項の決定

〔第47問〕（配点：2）

株式会社の剰余金の配当に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。なお、この会社の純資産額は、300万円を下回らないものとする。（解答欄は、[No.53]）

ア. 判例によれば、株主の会社に対する剰余金配当請求権は、剰余金の配当に関する事項が株主総会又は取締役会の決議によって定められる前においても、株式から分離して、これを第三者に譲渡することができる。

イ. 判例によれば、会社は、定款において、剰余金の配当につき、効力発生日から5年を経過しても請求がないときはその支払義務を免れる旨を定めることができない。

ウ. 会計監査人設置会社でない会社が、定款の定めに基づき、1事業年度の途中において1回に限り取締役会の決議によって剰余金の配当をする場合には、その配当財産は、金銭でなければならない。

エ. 金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当をするには、当該配当財産に代えて金銭を交付することを会社に対して請求する権利を株主に与えるか否かにかかわらず、株主総会の特別決議によらなければならない。

オ. 会社が分配可能額を超えて剰余金の配当をした場合には、会社の債権者は、その債権額を上限として、剰余金の配当を受けた株主に対し、交付を受けた配当財産の帳簿価額に相当する金銭を直接自己に支払うよう請求することができる。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

〔第48問〕（配点：2）

株式会社の発行する社債に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.54]）

ア. 社債は、その総額が最終事業年度の末日において会社に現存する純資産額を超える場合であっても、発行することができる。

イ. 会社が自己が発行した社債を取得するには、定款に別段の定めがない限り、株主総会の決議によらなければならない。

ウ. 判例の趣旨によれば、会社は、弁済期の到来した社債権者に対する金銭債権を自働債権とし、社債権者の会社に対する社債の償還請求権を受働債権として、対当額において相殺をすることができる。

エ. 社債権者集会において、社債の全部についてするその支払の猶予に関する事項を可決するには、議決権を有する社債権者の過半数が出席し、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。

オ. 社債権者集会の決議の方法が法令に違反し、又は著しく不公正なときは、社債権者は、訴えをもってその決議の取消しを請求することができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

〔第49問〕（配点：2）

組織再編行為に係る契約又は計画が株主総会において承認された場合には、反対株主に、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを会社に請求する権利が認められている。この反対株主の株式買取請求権に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.55〕）

- ア．株式買取請求権は、組織再編行為に無効原因がない場合にも認められる。
- イ．当事者の申立てにより、裁判所が株式の価格について決定をしたときは、会社は、裁判所の決定した価格に加え、これに対する当該決定の確定後の年6分の利率により算定した利息をも支払わなければならない。
- ウ．組織再編行為に係る契約又は計画を承認する株主総会において議決権を行使することができない株主には、株式買取請求権は認められない。
- エ．株式買取請求権を行使した株主は、いつでも、会社の承諾を得ることなく、その株式買取請求を撤回することができる。
- オ．株式買取請求権が認められる趣旨は、判例によれば、反対株主に会社からの退出の機会を与えるとともに、退出を選択した株主には、組織再編行為がされなかったとした場合と経済的に同等の状態を確保し、さらに、組織再編による相乗効果その他の企業価値の増加が生ずる場合には、これを適切に分配し得るものとするにより、反対株主の利益を一定の範囲で保障することにある。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ オ

〔第50問〕（配点：2）

株式会社を当事会社とする組織再編行為と登記に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.56〕）

- ア．吸収合併存続会社は、吸収合併の登記をした日に、吸収合併消滅会社の権利義務を承継する。
- イ．吸収合併消滅会社の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。
- ウ．新設合併設立会社は、その本店の所在地において設立の登記をした日に、新設合併消滅会社の権利義務を承継する。
- エ．同一の不動産について、その差押えと吸収分割による権利義務の承継との間の優劣は、不動産の差押えの登記の時と吸収分割承継会社が吸収分割の登記をした時の先後で決する。
- オ．株式交換完全子会社の株主は、株式交換の登記がされた日に、株式交換完全親会社の株主となる。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

【第51問】（配点：2）

株式会社の組織に関する訴えに関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.57]）

- ア．設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、会社は、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまでは存続するものとみなされる。
- イ．株主総会の決議が無効であることの確認の訴えは、その決議の日から3か月以内に提起しなければならない。
- ウ．自己株式の処分の無効の訴えは、自己株式の処分をした会社及びその処分された株式を現在有する株主を被告として、提起しなければならない。
- エ．株式交換の無効の訴えに係る請求を棄却する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する。
- オ．新株予約権の発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、その新株予約権は、将来に向かってその効力を失う。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第52問】（配点：2）

個人商人の商号に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.58]，[No.59] 順不同）

- 1. 商人の商号は、その商人の氏又は名を含まなければならない。
- 2. 商人が数種の独立した営業を行うときは、その商人は、その各営業につき異なる商号を使用することができる。
- 3. 商人は、自己と誤認されるおそれのある名称を不正の目的をもって使用する者がある場合において、その名称の使用によって営業上の利益が侵害されたときであっても、商号の登記をしていない限り、その侵害の停止を請求することができない。
- 4. 自己の商号を使用して営業を行うことを他人に許諾した商人は、当該商人がその営業を行うものと誤認して当該他人と取引をした者に対し、その取引によって生じた債務を当該他人の財産をもって完済することができない場合に限り、連帯してその債務を弁済する責任を負う。
- 5. 商人は、その営業を廃止するときは、その商号を譲渡することができる。

【第53問】（配点：2）

次のアからオまでの各債権のうち、判例の趣旨によれば商法第522条の適用又は準用がないものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.60]）

- ア．商行為によって生じた債務の不履行に基づく損害賠償請求権
- イ．債権者のためには商行為ではなく、債務者のためにのみ商行為である行為によって生じた債権
- ウ．商行為である金銭消費貸借に関し、利息制限法所定の制限を超えて支払われた利息・損害金についての不当利得返還請求権
- エ．質屋を営む個人が商人ではない個人の顧客に対して貸付けを行った場合におけるその貸付債権
- オ．満期を白地として振り出された約束手形の白地補充債

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ オ 5. ウ エ

（参照条文）商法

第522条 商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、5年間行使しないときは、時効によって消滅する。ただし、他の法令に5年間より短い時効期間の定めがあるときは、その定めるところによる。

【第54問】（配点：2）

商人及び商行為に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。なお、各記述に係る事項について、当事者間に別段の合意はないものとする。（解答欄は、[No.61]）

ア．判例によれば、商行為の代理人が本人のためにすることを示さないでこれをした場合において、相手方において、代理人が本人のためにすることを知らなかったときは、代理人は自己のためにその行為をしたものとみなされ、相手方は、本人に対して履行の請求をすることができない。

イ．商人がその営業の範囲内において他人のために金銭の立替えをしたときは、その他人に対し、立替えの日以後の年6分の利率により算定した利息を請求することができる。

ウ．商人がその営業の部類に属する契約の申込みを受けた場合において、その申込みとともに受け取った物品があるときでも、平常取引をする者から申込みを受けたときでなければ、その商人は、その物品を保管する義務を負わない。

エ．判例によれば、保証人がある場合において、保証が債権者にとって商行為であるときは、主たる債務者及び保証人が各別の行為によって債務を負担したときであっても、その債務は、各自が連帯して負担する。

オ．写真の撮影を業とする商人がその営業の部類に属する取引によって商人でない顧客に対して債権を有し、その弁済期が到来している場合において、その商人がその顧客の物を占有しているときは、当該債権がその物に関して生じたものでなくても、その商人は、当該債権の弁済を受けるまで、その物を留置することができる。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

【第55問】（配点：2）

約束手形に関する次のアからオまでの各規律のうち、約束手形の流通性を高める趣旨によるものとしてふさわしくないものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.62]）

ア．約束手形の振出人は、為替手形の引受人と同一の義務を負う。

イ．約束手形の金額が文字及び数字によって記載された場合において、文字によって記載された金額と数字によって記載された金額とに差異があるときは、文字によって記載された金額が手形金額となる。

ウ．約束手形に偽造の署名がある場合でも、他の署名者の債務は、その効力を妨げられない。

エ．約束手形の取得者には、手形法所定の要件の下で善意取得が認められる。

オ．約束手形の所持人が裏書人に対して遡求権を行使するためには、原則として、満期又はこれに次ぐ2取引日以内に振出人に対して支払のための呈示をするなど、手形法所定の要件を満たさなければならない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第56問】（配点：2）

約束手形の振出人と裏書人の手形法上の地位に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は，[No.63]，[No.64] 順不同）

1. 振出人は、手形に「指図禁止」の文字を記載することができるが、裏書人は、新たな裏書を禁止することはできない。
2. 手形金額を100万円とする手形が振り出された後に、手形金額が200万円に変造され、その後、裏書がされた場合には、振出人及び裏書人は、100万円の限度で手形上の債務を負う。
3. 受取人の記載のない手形について振出人に対し手形上の権利を行使するには、受取人の記載を補充する必要があるが、被裏書人の記載のない手形について裏書人に対し手形上の権利を行使するには、被裏書人の記載を補充する必要はない。
4. 振出人及び裏書人が手形所持人に対して合同して責任を負うときは、手形所持人が振出人に対して手形上の債務の履行を請求しても、裏書人に対しては時効の中断の効力を生じない。
5. 手形上の権利は、振出人に対するものであっても、裏書人に対するものであっても、満期の日から1年間行使しないときは、時効により消滅する。

【第57問】（配点：2）

当事者に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は，[No.65]，[No.66] 順不同）

1. 訴え又は訴えられることにより判決の名宛人となる者が当事者であるとする考え方によれば、訴訟物として他人の権利を主張する者であっても当事者になることができる。
2. 判例の趣旨によれば、土地の共有者の一人が不実の登記名義を有する者を被告としてその抹消登記手続を求める訴えを提起することはできない。
3. 胎児は、不法行為に基づく損害賠償請求権を訴訟物とするときは、当事者になることができる。
4. 判例の趣旨によれば、土地所有者がその所有権に基づいて土地上の建物の共有者を相手方として建物収去土地明渡しを求める訴えを提起する場合には、建物共有者全員を被告にしなければならない。
5. 解散した法人は、清算の目的の範囲内では存続するとみなされるから、その限度で当事者となることができる。

【第58問】（配点：2）

選定当事者に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は，[No.67]）

1. 訴訟の係属の後、共同の利益を有する多数の原告の中から、全員のために原告となるべき者が選定されたときは、他の原告は、当然に訴訟から脱退する。
2. 選定当事者の選定は、書面で証明しなければならない。
3. 第三者が係属中の訴訟の原告を自己のためにも原告となるべき者として選定した場合には、選定当事者は、その選定者のために請求の追加をすることができる。
4. 複数の選定当事者のうち一部の者が死亡したときは、訴訟手続は中断する。
5. 選定者は、いつでも選定を撤回することができる。

【第59問】（配点：2）

訴訟能力に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は，[No.68]）

1. 法定代理人によらずに未成年者が提起した訴えにおいて，裁判所が請求を棄却する判決をした場合には，その者が自ら提起した控訴は，不適法である。
2. 訴訟の係属中に当事者につき保佐開始の審判がされても，訴訟手続は中断しない。
3. 未成年者が営業を許された場合であっても，その営業に関して訴訟行為をするには，法定代理人によらなければならない。
4. 未成年者が法定代理人によらずにした訴訟行為は，その者が訴訟係属中に成年に達したときは，当然に行為の時にさかのぼって有効となる。
5. 成年被後見人は，日用品の購入に関する訴えを，法定代理人によらずに提起することができる。

【第60問】（配点：2）

請求の併合に関する次の1から5までの各記述のうち，誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は，[No.69]，[No.70] 順不同）

1. 配偶者の不貞行為を理由として離婚の訴えを家庭裁判所に提起する場合には，原告は，被告に対する当該不貞行為による慰謝料請求を併合することができる。
2. 土地の所有者が地上建物の所有者に対して建物収去土地明渡しを求める訴えを当該土地の所在地を管轄する裁判所に提起する場合には，原告は，被告に対する貸金返還請求を併合することができない。
3. 土地の明渡し請求と当該土地の明渡しまでの賃料に相当する額の損害の賠償請求とが一の訴えでされた場合には，裁判所は，各請求について判決をする必要がある。
4. 消費貸借契約に基づく貸金100万円の支払請求と，仮に当該契約が無効であるときには不当利得として同額の支払を求める請求とが一の訴えでされた場合において，裁判所は，前者の請求を認容するときは，後者の請求について判決をする必要はない。
5. 不特定物の引渡しの請求とその執行不能の場合における代償請求とが一の訴えでされた場合において，裁判所は，前者の請求を認容するときは，後者の請求について判決をする必要はない。

【第61問】（配点：2）

訴えの変更に関する次の1から5までの各記述のうち，正しいものを2個選びなさい。（解答欄は，[No.71]，[No.72] 順不同）

1. 判例の趣旨によれば，訴えの変更は，請求の基礎に変更があるときは，相手方が異議を述べなかったときでも許されない。
2. 訴えの変更は，相手方の陳述した事実に基づいてする場合であっても，著しく訴訟手続を遅滞させるときは，許されない。
3. 判例の趣旨によれば，いわゆる訴えの交換的変更においては，旧請求について訴えの取下げ及び相手方の同意又は請求の放棄がなくても，旧請求の訴訟係属は消滅する。
4. 判例の趣旨によれば，ある土地の所有権確認請求訴訟において，原告が初め被告からのその売買による取得を主張し，後にその時効による取得を主張することは，訴えの変更に当たる。
5. 離婚請求に当該婚姻の取消請求を追加することは，請求の基礎の変更にかかわらず，許される。

〔第62問〕（配点：2）

訴状審査に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は，〔No.73〕）

1. 訴状の審査は，受訴裁判所が行う。
2. 証拠の引用又は添付の不備は，補正命令の対象となる。
3. 補正命令の対象となる事項については，裁判所書記官に命じて補正を促すことができない。
4. 訴状が被告に送達された後は，訴状を却下することができない。
5. 訴状を却下する命令に対しては，不服を申し立てることができない。

〔第63問〕（配点：2）

受命裁判官に関する次の1から5までの各記述のうち，誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は，〔No.74〕，〔No.75〕 順不同）

1. 裁判長は，合議体の構成員以外の裁判官を受命裁判官として指定することができる。
2. 裁判所は，相当と認めるときは，受命裁判官に命じて，裁判所外において検証をさせることができる。
3. 弁論準備手続を行う受命裁判官は，文書の証拠調べをすることができない。
4. 受命裁判官が証人尋問を行う場合において，裁判所及び裁判長の職務は，その裁判官が行うが，尋問の順序の変更についての異議の裁判は，受訴裁判所が行う。
5. 裁判所は，受命裁判官をして和解を試みさせることができる。

〔第64問〕（配点：2）

当事者の欠席に関する次のアからオまでの各記述のうち，誤っているものを組み合わせたものは，後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，〔No.76〕）

- ア. 公示送達の方法により訴状及び第一回口頭弁論期日の呼出状が送達された場合において，被告が当該期日に欠席したときは，原告の主張した事実を自白したものとみなす。
- イ. 最初の弁論準備手続の期日に当事者の一方が欠席した場合には，その当事者があらかじめ提出した準備書面に記載した事項を陳述したものとみなすことができる。
- ウ. 裁判所は，当事者双方が期日に欠席した場合においても，証人尋問を実施することができる。
- エ. 判例の趣旨によれば，適法な呼出しを受けた当事者双方が欠席した口頭弁論の期日において弁論を終結し，判決の言渡しのための期日を告知したときは，同期日の呼出状を送達することを要する。
- オ. 裁判所は，当事者の双方が口頭弁論の期日に欠席した場合において，審理の現状及び当事者の訴訟追行の状況を考慮して相当と認めるときは，終局判決をすることができる。
1. ア イ 2. ア エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第65問】（配点：2）

訴訟手続における当事者の同意・異議に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.77]）

ア. 第一審裁判所は、訴訟が法令の定めによりその専属管轄に属する場合においても、当事者の申立て及び相手方の同意があるときは、訴訟の全部又は一部を申立てに係る地方裁判所又は簡易裁判所に移送しなければならない。

イ. 当事者が補助参加について異議を述べなければ、補助参加人が参加の理由を疎明する必要はない。

ウ. 裁判所は、争点及び証拠の整理をするに当たり、訴訟関係を明瞭にするため必要があると認める場合において、専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させるときは、当事者の同意を得なければならない。

エ. 裁判所は、争点及び証拠の整理を行うため必要があると認める場合において、事件を弁論準備手続に付するときは、当事者の同意を得なければならない。

オ. 控訴審において、反訴の提起の相手方が異議を述べないで反訴の本案について弁論をしたときは、反訴の提起に同意したものとみなされる。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第66問】（配点：2）

弁論準備手続に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.78]）

ア. 弁論準備手続では、相手方が出頭している場合であっても、準備書面に記載していない事実を主張することができない。

イ. 弁論準備手続の期日において、証人尋問の採否を決定することができる。

ウ. 裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって弁論準備手続の期日における手続を行う場合には、当該期日において和解をすることができない。

エ. 弁論準備手続で提出された資料は、当事者が口頭弁論において弁論準備手続の結果を陳述しなければ、これを訴訟資料とすることができない。

オ. 弁論準備手続の終結後には、新たな攻撃又は防御の方法を提出することができない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第67問】（配点：2）

調査の嘱託に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.79]）

ア. 調査の嘱託は、裁判所が職権ですることができる。

イ. 判例の趣旨によれば、調査の嘱託の嘱託先が嘱託に応じて書面を裁判所に送付した場合において、裁判所が当該書面を証拠とするには、口頭弁論において提示して当事者に意見陳述の機会を与えれば足り、当事者の援用を要しない。

ウ. 調査の嘱託は、個人に対してすることができる。

エ. 調査の嘱託の嘱託先が調査に応じない場合には、過料の制裁が科される。

オ. 調査の嘱託を釈明処分としてすることはできない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第68問】（配点：2）

証人尋問又は当事者尋問に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は，[No.80]，[No.81] 順不同）

1. 証人の尋問は，その尋問の申出をした当事者及び他の当事者より先に裁判長がすることはできない。
2. 当事者本人を尋問する場合においてその当事者に宣誓をさせるかどうかは，裁判所の裁量に委ねられている。
3. 裁判所は，当事者本人を尋問する場合においては，その当事者が正当な理由なく期日に出頭しないときでも，その勾引を命ずることはできない。
4. 裁判所は，相当と認める場合において，当事者に異議がないときは，証人の尋問に代え，その証人に書面の提出をさせることができる。
5. 当事者の訴訟代理人を尋問するときは，当事者尋問の規定による。

【第69問】（配点：2）

文書の作成者に関する次の1から5までの各記述のうち，誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は，[No.82]，[No.83] 順不同）

1. A名義の文書が存在する場合に，その作成者がAとなるのは，A自らが文書を作成した場合であり，Aの依頼を受けた使者Bが文書を作成した場合の作成者はBである。
2. A名義の文書をBが無断で作成した場合であっても，当該文書がBを作成者とするものとして提出されたときは，その成立の真正が認められる。
3. 挙証者の相手方が文書の成立の真正につき認否をしなかった場合には，成立に争いがあるものとして扱われる。
4. 債務者とその連帯保証人の署名がある借用証書は，一通の書面であっても，作成者が複数の文書である。
5. 判例の趣旨によれば，相手方が，文書について，挙証者の主張する作成者の意思に基づいて作成されたものであることを認めたときでも，裁判所はそれに拘束されず，当該作成者の意思に基づいて作成されたものではないと判断することができる。

【第70問】（配点：2）

Xは、Yに対し、Yの脇見運転による過失を原因とする交通事故により傷害を受け、500万円の損害を被ったと主張して、不法行為に基づく損害賠償請求として500万円の支払を求める訴えを提起したところ、Yは、Xには飛び出してきた不注意があるが、自分にも脇見運転による過失があったことを認めると主張した。X及びYからこれ以外の主張がなかったとして、次のアからウまでの裁判所の判決に関する後記1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。（解答欄は、[No.84]）

ア. 裁判所は、証拠調べの結果、YがXに対して500万円の弁済をしている事実を認めて、Xの請求を棄却する判決をした。

イ. 裁判所は、証拠調べの結果、不法行為の成立を認めつつ、Xの飛び出しの事実を認めて、300万円の範囲で、Xの請求を認容した。

ウ. 裁判所は、証拠調べの結果、Yの脇見運転による過失は認められないとして、Xの請求を棄却した。

1. アからウまでのいずれの判決も、弁論主義に反する。
2. アからウまでのいずれの判決も、弁論主義に反しない。
3. アの判決は弁論主義に反するが、イ及びウの判決は弁論主義に反しない。
4. ア及びイの判決は弁論主義に反するが、ウの判決は弁論主義に反しない。
5. ア及びウの判決は弁論主義に反するが、イの判決は弁論主義に反しない。

【第71問】（配点：2）

Xは、Yと締結した自らを注文主とする建物建築請負契約をYの債務不履行を理由に工事完成前に解除し、Yを被告として、総額1000万円の損害賠償債権のうちの一部であることを明示して400万円の支払を求める訴えを提起した。この場合における次のアからウまでの各記述について説明した後記1から5までのうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。（解答欄は、[No.85]）

ア. Yから何らの抗弁が提出されることなくXの請求を全部認容する判決が確定したときは、この確定判決の既判力は、残部の請求に及ばない。

イ. 裁判所は、Yの債務不履行に基づくXの1000万円の損害賠償債権は認められるが、Yから提出されたXに対する売買代金債権400万円を自働債権とする相殺の抗弁に理由があるとの心証を得たときは、Xの請求を棄却すべきである。

ウ. Yの債務不履行が認められないとしてXの請求を棄却する判決が確定したときは、XがYに対し残部の支払を求める訴えを提起することは、特段の事情がない限り、信義則に反して許されない。

1. アからウまでの各記述はいずれも正しい。
2. アの記述は正しくないが、イ及びウの各記述は正しい。
3. イの記述は正しくないが、ア及びウの各記述は正しい。
4. ウの記述は正しくないが、ア及びイの各記述は正しい。
5. ア及びイの各記述は正しくないが、ウの記述は正しい。

【第72問】（配点：2）

訴えの取下げに関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は，**[No.86]**）

1. 訴えは，その一部を取り下げることができる。
2. 訴えは，控訴審では取り下げることができない。
3. 訴えの取下げは，相手方が本案について口頭弁論をした後には，その同意なしにすることができない。
4. 訴えの取下げは，和解の期日において口頭ですることができる。
5. 請求を放棄した場合と異なり，訴えを取り下げた場合には，確定判決と同一の効力は生じない。

【第73問】（配点：2）

当事者が訴訟外でした合意に関する次の1から5までの各記述のうち，正しいものを2個選びなさい。（解答欄は，**[No.87]**，**[No.88]** 順不同）

1. 第一審の管轄裁判所を定める当事者の合意が電磁的記録によってされたときは，その合意は，効力を生じない。
2. 判例の趣旨によれば，原告と被告との間で訴えの取下げの合意が成立したときは，訴訟は，直ちに終了する。
3. 訴訟の管轄をある地方裁判所の専属管轄とする旨の合意がある場合であっても，訴えが他の地方裁判所に提起され，被告が管轄違いの抗弁を提出しないで本案について弁論をしたときは，その地方裁判所は，管轄権を有する。
4. 紛争を特定しないで一切起訴しない旨の合意は，有効である。
5. 当事者双方が，第一審の終局判決の後，共に上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をしたときは，その合意は，有効である。

【第74問】（配点：2）

控訴に関する次の1から5までの各記述のうち，誤っているものはどれか。（解答欄は，**[No.89]**）

1. 訴訟費用の負担の裁判に対しては，独立して控訴をすることができない。
2. 控訴が不適法でその不備を補正することができないことが明らかであるときは，第一審裁判所は，決定で，控訴を却下しなければならない。
3. 控訴審の口頭弁論期日において，当事者は，第一審における口頭弁論の結果を陳述しなければならない。
4. 第一審判決がその理由によれば不当である場合においても，他の理由により正当であるときは，控訴裁判所は，控訴を棄却しなければならない。
5. 附帯控訴は，控訴の取下げがあったときは，控訴期間内に提起されたものであっても，その効力を失う。

〔第75問〕（配点：2）

再審に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、〔No.90〕、〔No.91〕順不同）

1. 法律により判決に関与することができない裁判官が判決に関与した場合には、当事者が上告によりその事由を主張したときであっても、再審の訴えを提起することができる。
2. 確定判決が前に確定した判決と抵触することを再審事由とする場合には、再審期間の制限はない。
3. 再審の訴えを提起した当事者は、不服の理由を変更することができる。
4. 裁判所は、再審の訴えが不適法である場合には、判決で、これを却下し、再審の事由がない場合には、判決で、再審の請求を棄却しなければならない。
5. 裁判所は、再審の本案の審理及び裁判をする場合において、判決を正当とするときは、再審の請求を棄却しなければならない。

短答式試験問題集 [刑事系科目]

[刑事系科目]

〔第1問〕(配点：2)

刑罰論に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。(解答欄は、[No. 1])

1. 応報刑論は、産業革命に伴う工業化・都市化によって累犯が増加したことを契機として、支持者が増えた。
2. 応報刑論に対しては、重大な犯罪を犯した者であっても、再犯可能性がなければ刑罰を科すことができなくなるとの批判がある。
3. 応報刑論に対しては、論者が前提としている人間の意思の自由が科学的に証明されていないとの批判がある。
4. 応報刑論に対しては、犯罪を防止するために罪刑の均衡を失した重罰化を招くおそれがあるとの批判がある。
5. 応報刑論に対しては、刑罰と保安処分の区別がなくなるとの批判がある。

〔第2問〕(配点：3)

窃盗罪に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、正しいものを2個選びなさい。(解答欄は、[No. 2], [No. 3] 順不同)

1. 宿泊客が、旅館の貸与した浴衣を自分のものにしようと考え、これを着用したまま、玄関にいた支配人に「ちょっと向かいのポストまで手紙を出してくる。」と告げ、支配人に「行ってらっしゃいませ。」と言われて旅館を立ち去った行為には、窃盗罪は成立しない。
2. 送金銀行の手違いで、自己名義の預金口座に誤って入金されたことを知った者が、これを自分のものにしようと考え、同口座のキャッシュカードを用いて現金自動預払機から全額を引き出した行為には、窃盗罪は成立しない。
3. 民家で火災が発生し、消火活動に参加した者が、一人暮らしだった住人の焼死体に付いていた金のネックレスを発見して自分のものにしようと考え、これを取り外して持ち去った行為には、窃盗罪は成立しない。
4. 施錠された友人所有のキャリーバッグを同人から預かり保管していた者が、在中する衣類を自分のものにしようと考え、友人に無断でキャリーバッグの施錠を解き、同衣類を取り出した行為には、窃盗罪は成立しない。
5. パチスロ機を誤作動させてメダルを窃取することを共謀した者が、実行者の犯行を隠ぺいするため、実行者の隣で通常の遊戯方法によりメダルを取得した場合、そのメダルを被害品とする窃盗罪は成立しない。

【第3問】（配点：3）

次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討し、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に【No. 4】から【No. 8】）

- ア. 法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできないが、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。【No. 4】
- イ. 心神喪失又は心神耗弱に該当するかどうかは法律判断であって、専ら裁判所の判断に委ねられており、犯行当時の病状、犯行前の生活状態、犯行の動機・態様等を総合して判断される。【No. 5】
- ウ. 先天的に耳が聞こえない者の行為については、必要的にその刑を減輕し、又は免除する。【No. 6】
- エ. 14歳未満の者であっても、行為の是非善悪を弁識し、その弁識に従って行動する能力が十分に認められる場合があり、そのような者については処罰されることがある。【No. 7】
- オ. 親告罪について、告訴権者に対して自己の犯罪事実を告げ、その措置に委ねたときは、刑を減輕することができる。【No. 8】

【第4問】（配点：2）

賄賂罪についての次の【判旨】に関する後記1から5までの各【記述】のうち、【判旨】の理解として正しいものはどれか。（解答欄は、【No. 9】）

【判 旨】

甲は、A県警察の警部補としてA県警察X警察署地域課に勤務し、犯罪の捜査等の職務に従事していたものであるが、公正証書原本不実記載等の事件につきA県警察Y警察署長に対し告発状を提出していた者から、同事件について、告発状の検討、助言、捜査情報の提供、捜査関係者への働き掛けなどの有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、現金の供与を受けたというのである。警察法等の関係法令によれば、A県警察の警察官の犯罪捜査に関する職務権限は、A県警察の管轄区域であるA県の全域に及ぶと解されることなどに照らすと、甲が、X警察署管内の交番に勤務しており、Y警察署刑事課の担当する上記事件の捜査に関与していなかったとしても、甲の上記行為は、その職務に関し賄賂を收受したものであるというべきである。

【記 述】

1. この【判旨】は、X警察署地域課とY警察署刑事課とは一般的職務権限を異にするが、同じA県警察内であり犯罪捜査という点で職務が密接に関連することから、甲が受けた現金の供与も甲の職務に関するものと認めたものである。
2. この【判旨】は、職務関連性の判断において、甲が所属するA県警察の警察官に対して法令が与えた一般的職務権限に属する職務行為であるか否かを重視している。
3. この【判旨】は、警察官が捜査情報を漏えいすることはそもそも禁じられているので、これが職務行為や職務密接関連行為に該当することはないと考えている。
4. この【判旨】は、甲が以前Y警察署刑事課に勤務中に扱った事件に関して、X警察署地域課に異動になった後に現金の供与を受けたとしても、供与を受けた時点で公務員である以上収賄罪が成立することを認めたものである。
5. この【判旨】は、当該事件の捜査を担当しているY警察署刑事課所属の警察官への働き掛けは、あっせん収賄罪にいう「あっせん」であり、これが職務行為や職務密接関連行為に該当することはないと考えている。

【第5問】（配点：2）

次の【事例】及び【判旨】に関する後記1から5までの各【記述】のうち、正しいものはどれか。（解答欄は，[No.10]）

【事例】

スキューバダイビングの潜水指導者である被告人は、夜間、指導補助者としての経験が極めて浅く夜間潜水の経験も数回の指導補助者と、潜水経験に乏しく技術が未熟で夜間潜水の経験のない受講生を連れて、夜間潜水の講習指導を開始した。被告人は、指導補助者及び受講生と共に潜水を開始し、途中、魚を捕えて受講生に見せた後、再び移動を開始したが、その際、指導補助者と受講生がそのまま自分に付いてくるものと考え、指導補助者に特別の指示を与えることなく、後方を確認しないまま前進した。この間、指導補助者と受講生は、魚の動きに気をとられて被告人の移動に気付かず、海流によって沖に流された。これにより、被告人は指導補助者と受講生を見失い、他方、指導補助者は被告人を探して沖に向かって数十メートル水中移動を行い、受講生もこれに追従した。指導補助者は、受講生の圧縮空気タンク内の空気量が少なくなっていることを確認して一旦海上に浮上したものの、風波のため水面移動が困難であると判断し、受講生に再び水中移動を指示した。これに従った受講生は、自分の空気量を確認しないまま水中移動を続けたため、途中で空気を使い果たしてしまい、パニック状態に陥り、自ら適切な措置を採ることができないまま、でき死するに至った。

【判旨】

被告人が、夜間潜水の講習指導中、受講生らの動向に注意することなく不用意に移動して受講生らのそばから離れ、同人らを見失うに至った行為は、それ自身が、指導者からの適切な指示、誘導がなければ事態に適応した措置を講ずることができないおそれがあった受講生をして、海中で空気を使い果たし、ひいては適切な措置を講ずることもできないままに、でき死させる結果を引き起こしかねない危険性を持つものであり、被告人を見失った後の指導補助者及び受講生に適切を欠く行動があったことは否定できないが、それは被告人の上記行為から誘発されたものであって、被告人の行為と受講生の死亡との間の因果関係を肯定するに妨げないというべきである。

【記述】

1. 【判旨】は、行為時に一般人が認識・予見が可能であった事情及び行為者が特に認識・予見していた事情を考慮して因果関係の有無を判断する見解に立つことを示している。
2. 【判旨】は、被告人の行為と結果発生との間の因果関係の有無を判断するに際し、その間に介在した被害者である受講生の行動と被告人の行為との関係を考慮していない。
3. 【判旨】は、被告人の行為の危険性が結果へと現実化したか否かによって、被告人の行為と結果発生との間の因果関係の有無を判断したものと理解することができる。
4. 【判旨】は、被告人の行為と結果発生との間に条件関係が認められれば、因果関係を肯定することを示している。
5. 【判旨】は、被告人の行為が結果発生 of 危険性を有するものである場合には、第三者である指導補助者の適切を欠くどのような行為が介在したとしても、その行為は被告人の行為により誘発されたことになるとしている。

【第6問】（配点：2）

各種偽造の罪に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は，[No.11]）

1. 偽造通貨行使罪及び偽造有価証券行使罪の「行使」とは、各客体を真正なものとして使用することをいい、例えば、自己に資力があることを証明するために偽造紙幣又は偽造株券を相手に示すことも「行使」に該当する。
2. 偽造通貨、偽造有価証券又は偽造公文書行使の目的で情を知る者に占有移転した場合には、各客体の交付罪が成立する。
3. 偽造通貨行使罪、偽造有価証券行使罪及び偽造公文書行使罪の各客体は、いずれも行使の目的で作成されたものでなければならない。
4. 偽造通貨又は偽造有価証券を行使して相手から金品をだまし取った場合、詐欺罪は偽造通貨行使罪には吸収されるが、詐欺罪と偽造有価証券行使罪とは牽連犯となる。
5. 偽造通貨又は偽造有価証券を取得した後に、それが偽造されたものであることを知るに至った者が、これを行行使した場合には、各客体の取得後知情行使罪が成立する。

【第7問】（配点：3）

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は，[No.12]，[No.13] 順不同）

1. Aは、BがVを殺害しようとして拳銃で狙っているのを見て、Bの発射した弾丸がVに命中しなかった場合には自らVを射殺してBの目的を達成させようと考え、Bの知らない間に拳銃を持って付近に待機していたが、Bの発射した弾丸がVに当たってVが死亡した。この場合、Aには殺人既遂罪の幫助犯が成立する。
2. Aは、Bが賭博場を開くことを知って、これを手伝うつもりでBには告げずに客を誘って賭博場に案内して賭博をさせた。この場合、Aには賭博場開張凶利罪の幫助犯が成立する。
3. Aは、BがVを殴打しようとしているときに、Bに気付かれずにVの足を押さえ付けたため、Bは、Vの顔面を殴打して顔面打撲の傷害を負わせることができた。この場合、Aには傷害罪の共同正犯が成立する。
4. Aは、Bにその夫Vを殺害させようと考えて、Bの知らない間に、Vの不倫の現場写真と拳銃をBの居宅のテーブルに置いておいたところ、それを見たBがVに対する殺意を抱き、その拳銃を発砲してVを殺害した。この場合、Aには殺人既遂罪の単独正犯が成立する。
5. Aは、BがVに致死量に満たない毒入りのコーヒーを渡したのを知って、Vを殺害しようと考え、Bの知らない間に、Bの入れた毒と併せて致死量となる量の毒をそのコーヒーに入れ、その後、Vがそのコーヒーを飲んで死亡した。この場合、Aには殺人既遂罪の単独正犯が成立する。

【第8問】（配点：2）

次の1から5までの各事例における甲の罪責を判例の立場に従って検討した場合、甲に電子計算機使用詐欺罪が成立するものはどれか。（解答欄は、[No.14]）

1. 甲は、電磁的記録部分を偽造したキャッシュカードを使って現金を得ようと考え、これを乙銀行に設置された現金自動預払機に挿入して作動させ、これに保管されていた現金を引き出した。
2. 甲は、消費者金融会社の無人契約機を使い、同無人契約機とオンラインで結ばれているオンラインセンターにいたオペレーター乙に対し、Xに成り済まして会員契約を締結した上、同無人契約機を操作して金銭の借入れを申し込み、甲をXと誤信した乙に同社の電子計算機を操作させ、同社名義の預金口座から甲の管理するX名義の預金口座に50万円を振り込ませた。
3. 甲は、Aの所有する不動産を勝手に処分するために、X地方法務局の登記官乙に対し、Aの所有権登記がある不動産につき自己に所有権が移転した旨内容虚偽の申告をし、乙をして同法務局内の電子計算機に接続されたハードディスクに記録されていた同不動産の登記に関する電磁的記録をその旨書き換えさせた。
4. 甲は、盗んだクレジットカードの名義人乙を装い、インターネットを使用した取引の決済に用いることができる電子マネーの購入手続として、乙の氏名やカード番号等の情報をインターネットを介してクレジットカード会社が使用する電子計算機に送信し、同電子計算機に接続されたハードディスクに乙が電子マネーを購入した旨の電磁的記録を作ってその電子マネーの利用権を取得した。
5. 甲は、自己がインターネット上に開設した天気予報サイトのホームページの閲覧数を増やして広告収入を増やそうと考え、競合会社の電子計算機に接続されたハードディスクに記録されていた同社の天気予報サイトのホームページに関する電磁的記録を書き換えて予報が外れるようにさせたところ、自己の開設したサイトのホームページ閲覧数が増えて広告収入も増えた。

【第9問】（配点：2）

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.15]）

1. 甲は、電話線を盗む目的で、電柱に架設されていた電話会社所有の電話線を切断しているところを警察官に発見された。甲には窃盗罪の実行の着手が認められる。
2. 甲は、深夜、金品窃取の目的で電器店に侵入し、懐中電灯で真っ暗な店内を照らしたところ、陳列棚に電気器具類があることを認識したが、なるべく現金を盗みたいと思い、歩いてレジの前に至ったところで警備員に発見された。甲には窃盗罪の実行の着手が認められる。
3. 甲は、夜間、一人で歩いていたV女を見付け、約5キロメートル先のひとけのない工事現場にV女を連れ込んで強姦することを決意し、V女を殴って失神させた上、近くに停めていたダンプカーの助手席にV女を乗せて発進させた。甲には強姦罪の実行の着手が認められる。
4. 甲は、Xの住んでいる家を焼損する目的で、これと約50センチメートル隔てて隣接している木造物置小屋の中のわらや薪に灯油をまいて放火したが、物置小屋の一部を焼損するにとどまった。甲には現住建造物等放火罪の実行の着手が認められる。
5. 甲は、登校中の子供に毒入りジュースを飲ませてこれを殺害する目的で、前日の夜に、夜間は人通りのない通学路に致死量を超える毒を混入させたペットボトル入りのジュースを置いた。甲には殺人罪の実行の着手が認められる。

【第10問】（配点：3）

刑法第230条の2に関する次の各【見解】についての後記アからオまでの各【記述】を検討し、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に【No.16】から【No.20】）

【見 解】

A説：刑法第230条の2の規定は、名誉毀損罪について真実性の証明がなされたことを処罰阻却事由として定めたものである。

B説：刑法第230条の2の規定は、他人の名誉を毀損する表現の内容が証明可能な程度に真実であることを違法性阻却事由として定めたものである。

【記 述】

ア． A説は、刑法第230条の2が真実性の証明に係る立証責任を被告人に負担させていることと整合的であると評価されている。【No.16】

イ． B説に対しては、他人の名誉を毀損する表現をした者がその表現内容について真実であると信じた場合には、常に故意がないことになり相当でないという批判が向けられている。【No.17】

ウ． A説に立つことと、相当な資料・根拠に基づく言論活動について刑法第35条による違法性阻却の余地を認めることは両立しない。【No.18】

エ． B説によれば、他人の名誉を毀損した者が、その表現した事実が証明可能な程度に真実であると誤信し、その誤信したことについて、確実な資料・根拠に照らし相当の理由がある場合には、違法性が阻却されると考えることになる。【No.19】

オ． A説に対しては、真実の言論について違法性を認める点に疑問があるとの批判が向けられている。【No.20】

【第11問】（配点：3）

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、【No.21】、【No.22】 順不同）

1. 甲は、乙に対し、丙の日本刀を盗んでくれば高値で買ってやると申し向け、乙が盗んできた日本刀を買い受けた。甲には、窃盗教唆罪及び盗品等有償譲受け罪が成立し、これらは併合罪となる。
2. 甲は、乙が強盗を行うつもりであることを知りながら、乙に模造拳銃1丁を貸し与えたところ、乙は、2店のコンビニエンスストアで、同模造拳銃を使ってそれぞれ強盗を行った。甲には、2個の強盗幫助罪が成立し、これらは併合罪となる。
3. 甲は、乙を殺害する目的で乙が居住する家に侵入し、乙及び偶然その場に居合わせた丙をそれぞれ殺害した。甲には、乙に対する住居侵入罪及び殺人罪が成立し、これらは牽連犯となり、これと丙に対する殺人罪が併合罪となる。
4. 甲は、強盗の目的で、路上を連れ立って歩いていた乙及び丙に対し、包丁の刃先を両名の方に向けながら「お前ら金を出せ。出さないと殺すぞ。」と言って脅迫し、両名からそれぞれ現金を奪った。甲には、2個の強盗罪が成立し、これらは併合罪となる。
5. 甲は、恐喝の手段として乙を監禁し、乙から現金を喝取した。甲には、監禁罪及び恐喝罪が成立し、これらは併合罪となる。

【第12問】（配点：2）

刑法第130条の住居侵入等の罪に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は、[No.23]）

1. 本罪の客体は、人の住居若しくは邸宅、又は人の看守する建造物若しくは艦船である。
2. 刑法第130条の規定する「看守」とは、現実に人が監視していることを意味し、単に出入口に鍵をかけてその鍵を保管しただけでは足りない。
3. 集合住宅の1階出入口から各居室の玄関までの共用部分は、刑法第130条の規定する「住居」に当たる。
4. 建造物に付属し、その利用に供される囲い地は、刑法第130条の規定する「建造物」に当たる。
5. 1棟の建物の低層階に商業施設、高層階に住居がそれぞれ存在する場合、当該建物全体が刑法第130条の規定する「住居」に当たる。

【第13問】（配点：3）

故意に関する次の各【見解】についての後記1から5までの各【記述】のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.24]、[No.25] 順不同）

【見 解】

A説：故意の有無については、構成要件を基準にして判断すべきであり、殺人罪においては、行為者の認識した事実と発生した事実が、およそ「人を殺す」という点で一致していれば故意が認められる。

B説：故意の有無については、構成要件を基準にして判断すべきであるが、殺人罪においては、行為者の認識した事実と発生した事実が、「その人を殺す」という点で一致していなければ故意は認められない。

【記 述】

1. A説に対しては、客体の錯誤と方法の錯誤の区別が必ずしも明らかではない場合があり、その場合の故意の有無につき、どのように判断するのか明確ではないとの批判がある。
2. B説に対しては、故意以外の構成要件該当性は法益主体ごとに判断するのに、故意の有無についてのみ法益主体の相違を問題にしないのは論理的でないとの批判がある。
3. 侵害が生じた客体に錯誤はないが、侵害に至る因果関係に錯誤がある場合の故意の有無について、A説かB説かによる差はない。
4. 駅のホームにいた人を甲だと思い、甲を殺そうと考え、電車が近づいてきたときにその人をホームから突き落として死させたところ、その人が甲ではなく、別人の乙であった場合、A説・B説のいずれによっても、乙に対する殺人罪の故意が認められることになる。
5. 狩猟中、動く物体を見付け、これを日頃から恨みを抱いていた甲だと思い、甲を殺そうと考え、その動く物体を狙って猟銃を発砲し、これに弾丸を命中させたが、実際に弾丸が命中したのは、甲ではなく、甲の飼い犬であった場合、A説によれば器物損壊罪の故意が認められ、B説によれば同罪の故意が認められないことになる。

【第14問】（配点：3）

強盗の罪に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.26]、[No.27] 順不同）

1. 甲は、金品窃取の目的で乙方内を物色中、金品を手にする前に乙に見付き、逮捕を免れるため、乙に暴行を加えてその反抗を抑圧し、逃走した。甲には事後強盗未遂罪が成立する。
2. 甲は、金品窃取の目的で乙方の金庫の扉を開けていたところを乙に見付き、自分が犯人であることを警察に告げられることを防ぐため、乙を殺害し、そのまま逃走した。甲には強盗殺

人未遂罪が成立する。

3. 甲は、路上で乙とけんかになり、乙の胸をナイフで刺して殺害したが、そのすぐ後、乙が身に付けていた腕時計に気付き、自分のものにしようと考え、これを持ち去った。甲には強盗殺人既遂罪が成立する。
4. 甲が、金品を奪う目的で、乙に暴行を加えてその反抗を抑圧したところ、乙は、持っていたバッグをその場に放置して逃走したことから、甲は、そのバッグを持ち去った。甲に強盗既遂罪は成立しない。
5. 甲は、深夜、事務所で窃盗をしようと考え、窃盗の際に誰かに発見されたら包丁で脅して逃げるため、これを携帯しながら盗みに入ることができそうな事務所を探して街をはいかいしていたが、悔悟の念を生じたため、盗みに入ることを断念した。甲に強盗予備罪の中止犯は成立しない。

〔第15問〕（配点：2）

次の【事例】及び各【見解】に関する後記1から5までの各【記述】のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.28]）

【事例】

甲は、乙から裁判の証人として請求されてX裁判所から呼出しを受けたところ、証人尋問期日の3日前にその不出頭を懸念した乙から「俺が裁判所まで連れて行くから、証人尋問の日までここにいろ。」と言われ、見張りを付けられてマンションの一室に監禁された。甲は、自己の生命身体に対する危険は感じなかったものの、証人として出廷したくないと思い、同室に放火して騒ぎを起こし、見張りの者が消火に当たっている際に逃亡しようと考え、同室の壁等に灯油をまいて放火し、同室の一部及びその上階の第三者が住む部屋の一部を焼損させた。

【見解】

- A説：当該避難行為が「やむを得ずにした行為」でなければ緊急避難は認められないが、当該行為が危難を避けるための一つの方法と認められれば、法益権衡の要件を欠いても過剰避難が成立する。
- B説：当該避難行為が「やむを得ずにした行為」でなければ緊急避難は認められないが、「やむを得ずにした行為」でなくとも法益権衡の要件を充たしていれば過剰避難が成立し、また、「やむを得ずにした行為」であって、法益権衡の要件を欠く場合にも過剰避難が成立する。
- C説：当該避難行為が「やむを得ずにした行為」でなければ緊急避難、過剰避難とも認められず、過剰避難は、「やむを得ずにした行為」であって、かつ、法益権衡の要件を欠く場合に成立する。

【記述】

1. 【事例】に、更に「事件当時、部屋の窓から逃走するなどして脱出することは可能であった」との事情がある場合、A説からは甲に過剰避難が成立することになる。
2. 【事例】に、更に「事件当時、甲が部屋から脱出する手段はほかになかった」との事情がある場合、B説からは甲に過剰避難が成立することになる。
3. 【事例】に、更に「事件当時、部屋の窓から逃走するなどして脱出することは可能であった」との事情がある場合、C説からは甲に過剰避難が成立することになる。
4. 【事例】に、更に「事件当時、部屋の窓から逃走するなどして脱出することは可能であった」との事情がある場合、B説からは甲には緊急避難の成立も過剰避難の成立も認められない。
5. 【事例】に、更に「事件当時、甲が部屋から脱出する手段はほかになかった」との事情がある場合、C説からは甲に過剰避難が成立することになる。

【第16問】（配点：3）

次の1から5までの各記述のうち、犯人が他人を教唆して自己を隠避させた場合に犯人隠避教唆罪の成立を認める見解の根拠となり得るものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.29]、[No.30] 順不同）

1. 教唆犯の処罰根拠は、正犯者を犯罪に引き込み、有責で処罰される状態に陥れたことにある。
2. 犯人隠避は、隠避させる者に犯人が働き掛けることによって行われるのが通常予定される事象であるから、本来は必要的共犯と理解すべき犯罪類型である。
3. 正犯行為に期待可能性がないのであれば、教唆行為にも期待可能性はない。
4. 犯人自ら逃げ隠れる行為のみが、法律の放任行為として国家による干渉を受けない防御の自由の範囲内にある。
5. 教唆にとどまると可罰的であるのに、より犯情の重い正犯に及ぶと不可罰になるのは相当でない。

【第17問】（配点：2）

教授Xと学生Yは、次の【事例】における甲の罪責について後記【会話】のとおり検討している。【会話】中の①から⑤までの（ ）内から適切な語句を選んだ場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.31]）

【事例】

甲は、Vが宅地造成地に駐車して所有・占有していたパワーショベルを盗もうと思い、重機販売業者の乙に前記パワーショベルを同所から搬出させた。

【会話】

教授X. 【事例】において、甲が、事情を全く知らない乙に対し、前記パワーショベルは甲の所有・占有である旨説明して売却し、乙に前記パワーショベルを搬出させたという事実関係があるとしましょう。甲の罪責はどうなりますか。

学生Y. パワーショベルを搬出したのは乙ですが、乙は、事情を全く知らず、規範的障害のないままパワーショベルを搬出したので、乙には窃盗罪の①（ア. 故意・イ. 法益侵害）がないと思います。甲は、乙を道具のように利用してVのパワーショベルを盗んだので、窃盗罪の間接正犯が成立すると思います。

教授X. 甲には、いつの時点で窃盗罪の実行の着手が認められるのですか。

学生Y. 私は、実行の着手は法益侵害の具体的危険が発生した時に認められると考えた上で、間接正犯の場合には、被利用者の行為開始時に実行の着手が認められると考えます。したがって、②（ウ. 乙が甲との間でパワーショベルを購入する契約を締結した時に・エ. 乙がパワーショベルを搬出する作業を開始した時に）、甲には実行の着手が認められると思います。

教授X. では、【事例】において、甲が、パワーショベルを盗むため、事情を知らない乙に先ほどと同様の説明をして売却したが、その後、乙が、宅地造成地に向かう途中で甲の計画にたまたま気づき、自分のものにするつもりでパワーショベルを盗むことを自ら決意して搬出したという事実関係があるとしましょう。先ほどの場合と何か違ってきますか。

学生Y. 乙は、盗むことを自ら決意してパワーショベルを搬出したのですから、乙には窃盗罪の③（オ. 正犯・カ. 幫助犯）が成立します。そして、乙には、パワーショベルを搬出する前に甲の計画を知って規範的障害が認められるので、もはや甲の道具とはいえません。したがって、乙が搬出した行為を甲の実行行為と評価することはできません。

教授X. その場合の甲の罪責はどうなりますか。

学生Y. 甲は、間接正犯を犯す意思で、客観的には乙に窃盗を決意させたので、甲には、窃盗既遂罪の④（キ. 幫助犯・ク. 教唆犯）が成立すると思います。

教授 X. これは Y 君の考え方とは異なるのですが、間接正犯の実行の着手時期につき、利用者が被利用者を道具として利用した時点とする考え方に立った場合、結論はどのように変わりますか。

学生 Y. 甲には、窃盗既遂罪の④（キ・幫助犯・ク・教唆犯）のほかに、⑤（ケ・窃盗未遂罪・コ・窃盗既遂罪）の間接正犯が成立すると思います。

1. ①ア ②エ ③オ ④ク ⑤ケ
2. ①イ ②ウ ③オ ④キ ⑤コ
3. ①ア ②エ ③オ ④ク ⑤コ
4. ①イ ②ウ ③カ ④キ ⑤コ
5. ①ア ②エ ③カ ④キ ⑤ケ

〔第18問〕（配点：2）

放火等の罪に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は、[No.32]）

1. Aは、Bが居住する家屋に隣接する無人の倉庫に灯油をまいて放火したところ、B居住の家屋にまで延焼したが、Aは、B居住の家屋に延焼することまで予想していなかった。その倉庫がB所有のものであった場合、Aには延焼罪（刑法第111条第1項）が成立する。
2. Aは、無人の倉庫に放火しようとして、その倉庫に灯油をまいてライターで火をつけたが炎は燃え上がらず、燃焼には至らなかった。その倉庫がA所有のものであった場合、Aには非現住建造物等放火罪（刑法第109条第2項）の未遂罪が成立する。
3. Aは、無人の倉庫に放火するためにこれに使用するガソリンとライターを持ってその倉庫に向かっていたところ、Aに不審を抱いた警察官から職務質問を受け、倉庫に放火するには至らなかった。その倉庫がA所有のものであった場合、Aに放火予備罪（刑法第113条）は成立しない。
4. Aは、A所有の倉庫に放火しようと考え、その倉庫の近くの消火栓から放水できないように同消火栓に工作をしたが、放火するには至らなかった。Aには消火妨害罪（刑法第114条）が成立する。
5. Aは、無人の倉庫に灯油をまいて放火し、これを焼損したが、公共の危険は生じなかった。その倉庫が火災保険の付されたA所有のものであった場合、Aに非現住建造物等放火罪（刑法第109条第1項）は成立しない。

【第19問】（配点：3）

次の【事例】及び【判旨】に関する後記1から5までの各【記述】のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.33]，[No.34] 順不同）

【事例】

暴力団組長である被告人は、被告人を警護するスワットと呼ばれる複数のボディガードを配下に持ち、被告人が車両で移動する際には、拳銃及びそれに適合する実包（以下「拳銃等」という。）を携帯したスワットが被告人車両の前後の車両に乗車するなどして、被告人を警護することを常としていた。被告人は、本件犯行時、車両で移動したが、その際、拳銃等を携帯したスワットらが被告人車両の前後の車両に乗車し、被告人車両と隊列を組んで移動するなどして、被告人の警護に当たった。

【判旨】

被告人は、スワットらに対して拳銃等を携行して警護するように直接指示を下さなくても、スワットらが自発的に被告人を警護するために本件拳銃等を所持していることを確定的に認識しながら、それを当然のこととして受け入れて認容し、そのことをスワットらも承知しており、被告人とスワットらとの間に拳銃等の所持につき黙示的に意思の連絡があった。そして、スワットらは被告人の警護のために本件拳銃等を所持しながら終始被告人の近辺にいて被告人と行動を共にしていたものであり、彼らを指揮命令する権限を有する被告人の地位と彼らによって警護を受けるといふ被告人の立場を併せ考えれば、実質的には、正に被告人がスワットらに本件拳銃等を所持させていたと評し得る。よって、被告人には、本件拳銃等の所持について、スワットらとの間で、銃砲刀剣類所持等取締法違反の罪の共謀共同正犯が成立する。

【記述】

1. 【判旨】の考え方によれば、共謀共同正犯が成立するためには、実行行為者とその背後者の間に明示の意思連絡が常に必要なわけではない。
2. 【判旨】の考え方によれば、およそ実行行為者とその背後者の間に意思連絡がある場合には、背後者について狭義の共犯が成立することはなく、共謀共同正犯が成立することとなる。
3. 【判旨】の考え方によれば、共謀共同正犯が成立するためには、一般に、実行行為を行わない者に実行行為者に対する指揮命令権限が必要である。
4. 【判旨】の考え方によれば、仮に【事例】において、現実には被告人がスワットらの拳銃等の所持を認識・認容していたのに、スワットらは、これらの所持に被告人が気付いていないと思っていた場合でも、被告人には共謀共同正犯が成立することとなる。
5. 【判旨】では、被告人が犯行現場付近にいて犯行と密接な関係を保っていたことや被告人の組織内での地位が、被告人を共同正犯と評価する上での重要な事情として考慮されている。

【第20問】（配点：3）

次の【事例】に関する後記アからオまでの各【記述】を判例の立場に従って検討し、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に【No.35】から【No.39】）

【事例】

甲は、知人のAをだまして、A所有の土地・建物（以下「本件不動産」という。）を時価よりも割安な価格で入手した上、他人に転売してもうけを得ようと考えた。そこで、甲は、Aに対し、実際にはそのような事実はないのに、「本件不動産は、現在は公表されていないが、大規模な地盤沈下のおそれのある地域にある。」と伝え、上、「公表される前に、俺が買ってやる。」と言った。Aは、元々、本件不動産を子供に相続させるつもりであり、他人に売り渡すつもりはなかったが、甲の言葉を信じ、低額でも処分しようと思い、某月1日、甲との間で、通常取引価額の半額程度である2000万円で本件不動産を売却する旨の売買契約を締結した。そして、甲は、同月3日、本件不動産の自己への所有権移転登記を行うとともに、本件不動産の売買代金として、現金2000万円をAに支払い、同月5日、本件不動産の引渡しを受けた。

その後、甲は、乙との間で本件不動産に関する売買の交渉を行ったが、その過程で、乙は、甲がAをだまして相当安い価格で本件不動産を入手したことを知った。しかし、乙は、甲から、売買代金として通常取引価額よりも低額である3000万円を提示されたことから、同月20日、甲との間で本件不動産の売買契約を締結し、同日、乙への所有権移転登記を行った。

一方、甲は、知人の丙に前記売買代金として現金3000万円を受け取らせ、B銀行の甲名義の預金口座に直ちに同代金を入金させることとし、同月18日、その旨を丙に指示した。丙は、それまでの経緯を知らないまま、甲の指示に従い、同月20日、乙から現金3000万円を受領した。ところが、丙は、多額の借金を抱えており、B銀行に向かう途中、「この現金を元に一もうけして借金返済に充てよう。」と考え、競馬場に行き、乙から受領した現金の全額を馬券購入に充てた。すると、総額で1000万円のもうけが出たので、丙は、同月21日、現金3000万円をB銀行の甲名義の預金口座に入金し、もうけに相当する現金1000万円を自己の借金返済に充てて費消した。

【記述】

ア. 甲には、本件不動産の自己への所有権移転登記が完了した時点で、詐欺既遂罪が成立する。【No.35】

イ. 甲が本件不動産の乙への所有権移転登記を行った行為には、横領罪が成立する。【No.36】

ウ. 乙には、本件不動産の自己への所有権移転登記が完了した時点で、詐欺既遂罪の幫助犯が成立する。【No.37】

エ. 乙が本件不動産を譲り受けた行為には、盗品等有償譲受け罪が成立する。【No.38】

オ. 丙は甲に財産上の損害を与えていないので、丙に横領罪は成立しない。【No.39】

〔第21問〕（配点：3）

次の【事例】において、司法警察員が後記アからオまでの【捜査】を行った場合、あらかじめ令状の発付を受けていなければ適法と評価される余地のないものは幾つあるか。後記1から6までのうちから選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、〔No. 40〕）

【事例】

司法警察員は、被害者Vの殺害死体が発見されたことから、その捜査を開始したところ、Vの預金が、同死体の発見された前日にVのキャッシュカードを用いて銀行の現金自動預払機から払い戻されていたことを把握し、同銀行に設置された防犯カメラを解析した。その結果、Vの預金を払い戻した人物の容貌がVの知人Aの容貌と類似していることが判明し、司法警察員は、Aを被疑者として次のアからオまでの【捜査】を実施した。

【捜査】

- ア. Aに知られずに、公道上を歩行中のAの容貌を写真撮影した。
- イ. Aに知られずに、Aの自宅から公道上のごみ集積所に排出されたごみ袋を持ち帰った。
- ウ. Aに知られずに、Aと取引のある金融機関にAの負債内容の報告を求め、それを記録した書面の交付を受けた。
- エ. Aの同意に基づいて採取した口腔内細胞を試料として、AのDNA型を検査した。
- オ. Aに対し、Aの同意に基づいてポリグラフ検査を実施した。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

〔第22問〕（配点：2）

次の【記述】は、自動車検問に関する最高裁判所の判例からの引用である。【記述】中の①から③までの（ ）内から適切な語句を選んだ場合、その組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No. 41〕）

【記述】

「警察法2条1項が『交通の取締』を警察の責務として定めていることに照らすと、交通安全及び交通秩序の維持などに必要な警察の諸活動は、強制力を伴わない任意手段による限り、一般的に許容されるべきものであるが、それが国民の権利、自由の干渉にわたるおそれのある事項にかかわる場合には、任意手段によるからといって無制限に許されるべきものでないことも同条2項及び①（a. 刑事訴訟法189条 b. 警察官職務執行法1条）などの趣旨にかんがみ明らかである。しかしながら、自動車の運転者は、②（a. 公道において自動車を利用することを許されていること b. 警察が犯罪があると思料するときに、捜査するものとされていること）に伴う当然の負担として、合理的に必要な限度で行われる交通の取締に協力すべきものであること、その他現時における交通違反、交通事故の状況などをも考慮すると、警察官が、交通取締の一環として交通違反の多発する地域等の適当な場所において、交通違反の予防、検挙のための自動車検問を実施し、同所を通過する自動車に対して③（a. 走行の外観上の不審な点の有無及び程度等の諸般の事情を勘案した上 b. 走行の外観上の不審な点の有無にかかわらず）短時分の停止を求めて、運転者などに対し必要な事項についての質問などを行うことは、それが相手方の任意の協力を求める形で行われ、自動車の利用者の自由を不当に制約することにならない方法、態様で行われる限り、適法なものと解すべきである。」

1. ① a ② a ③ a
2. ① a ② b ③ a
3. ① a ② b ③ b
4. ① b ② a ③ a
5. ① b ② a ③ b

【第23問】（配点：2）

次の【事例】について述べた後記アからオまでの【記述】のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、[No. 42]）

【事例】

司法巡査は、「路上で人がバットで殴られている。」旨の110番通報に基づき、事件現場に急行したところ、現場到着時に犯人が逃走していたことから、傷害を負った被害者から被害状況や犯人の服装・体格等を聴取し、犯人の探索を開始した。司法巡査は、事件発生の約30分後に事件現場から約500メートル離れた路上において、被害者が供述した犯人の服装・体格と一致する人物甲がバットを持って歩いているのを認め、甲に「ちょっと待って。」と声を掛けて停止を求めた。すると、甲が直ちに逃走を開始したため、司法巡査は甲を追跡し、甲を傷害罪の準現行犯人として逮捕した。甲は、逮捕翌日に、傷害罪により検察官に送致された。

【記述】

- ア. 司法巡査は、甲を準現行犯人として逮捕するに当たり、甲に逮捕の理由を告げなければならない。
- イ. 甲が司法巡査から「ちょっと待って。」と声を掛けられて直ちに逃走を開始したことは、「誰何されて逃走しようとするとき。」（刑事訴訟法第212条第2項第4号）に該当する。
- ウ. 甲の逮捕後、勾留請求前の時点で本件が強盗目的で敢行されたと疑うに足りる相当な理由が生じた場合には、検察官は、強盗致傷罪で勾留を請求することが可能である。
- エ. 甲を傷害罪で勾留した後、本件が強盗目的で敢行された疑いが生じた場合であっても、強盗目的であったことの捜査のために勾留期間を延長することは許されない。
- オ. 甲を傷害罪で勾留した後、甲が「強盗目的で事件を起こした。」旨供述した場合には、傷害罪による勾留中に強盗致傷罪で逮捕しても適法である。
1. ア ウ
 2. ア オ
 3. イ ウ
 4. イ エ
 5. エ オ

【第24問】（配点：3）

逮捕状による逮捕と起訴前の勾留に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、アからオの順に [No. 43] から [No. 47]）

ア. どちらも、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件であれば、裁判官は、被疑者が身体を拘束されている期間中、いつでも国選弁護人を付すことができる。

[No. 43]

- イ. どちらも、刑事訴訟法上、不服申立ての手段がない。[No. 44]
- ウ. どちらも、保釈は認められない。[No. 45]
- エ. どちらも、令状を執行した後、被疑者に対し、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与えなければならない。[No. 46]
- オ. どちらも、司法警察員の請求により裁判官が令状を発付する。[No. 47]

【第25問】（配点：2）

次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。
（解答欄は、[No. 48]）

- ア．電磁的記録を保管する者その他の電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要とする電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえる場合、裁判官の発する令状に、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者の記載がなされる必要がある。
- イ．差し押さえるべき物が電子計算機である場合、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、当該電子計算機で作成若しくは変更した電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去することができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえるときには、裁判官の発する令状に、差し押さえるべき物の記載とは別に、その複写すべきものの範囲の記載がなされる必要はない。
- ウ．差し押さえるべき物が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、裁判官の発する令状により差押えを実施する者は、その差押えに代えて、差押えを受ける者に差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえる権限を有する。
- エ．差し押さえるべき物が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、裁判官の発する令状により搜索又は差押えを実施する者は、処分を受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができる。
- オ．裁判官の発する令状により、電磁的記録を保管する者その他の電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要とする電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえる場合、被疑者又は弁護人は、その実施に立ち会う権利を有する。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

〔第26問〕（配点：2）

次のⅠないしⅣの【見解】は、医師が捜査機関の依頼に基づき、人の身体から注射器を用いて血液を採取するに当たり、相手方の意思に反して直接強制して採取するために必要と考えられる令状に関するものである。【見解】に関する後記アからオまでの【記述】のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 49]）

【見 解】

- Ⅰ. 身体検査令状によるべきである。
- Ⅱ. 鑑定処分許可状によるべきである。
- Ⅲ. 身体検査令状と鑑定処分許可状を併用すべきである。
- Ⅳ. 捜索差押許可状によるべきである。

【記 述】

- ア. Ⅰの見解に対しては、捜査機関が血液を採取するわけではないとの批判がある。
- イ. Ⅱの見解に対しては、鑑定処分としての身体検査の域を超えるから許されないとの批判がある。
- ウ. Ⅱの見解に対しては、直接強制するための明文の規定が存しないとの批判がある。
- エ. Ⅲの見解に対しては、採血が検証としての身体検査の域を超える以上、併用することに意味がないとの批判がある。
- オ. Ⅳの見解に対しては、人の老廃物である尿と血液とを区別して考える必要はないとの批判がある。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

〔第27問〕（配点：3）

次のアからオまでの各記述は、犯罪の捜査に欠くことのできない知識を有すると明らかに認められる者が取調べに対して供述を拒んだため、検察官が刑事訴訟法第226条に基づき証人尋問を請求する場合に関する記述である。各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 50]）

- ア. 検察官は、第1回公判期日後には証人尋問を請求することができない。
- イ. 検察官が起訴後に証人尋問を請求する場合でも、請求先は裁判所ではなく裁判官である。
- ウ. 被告人、被疑者及び弁護人は、必ず証人尋問に立ち会う権利を有する。
- エ. 証人尋問が実施された後、裁判所は、公判期日において、その尋問の結果を記載した書面を取り調べなければならない。
- オ. 証人は、召喚に応じなくとも、勾引されることがない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第28問〕（配点：3）

公訴に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に [No. 51] から [No. 55]）

- ア. 検察官は、公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑が十分にあると思料するときは、必ず公訴を提起しなければならない。[No. 51]
- イ. 検察官は、第一審の判決があるまで、公訴を取り消すことができる。[No. 52]
- ウ. 検察官は、告訴のあった事件について、公訴を提起したときは、その旨を告訴人に通知する必要はない。[No. 53]
- エ. 共犯の1人に対してした公訴の提起による時効の停止は、他の共犯に対してその効力を有する。[No. 54]
- オ. 公訴事実、数個の訴因を択一的に記載することは許されない。[No. 55]

【第29問】（配点：3）

次の【見解】は、公訴を提起された被告人は誰かを特定する基準に関するものである。後記アからエまでの【事例】のうち、この【見解】によれば甲を被告人として扱うことが可能なものは幾つあるか。後記1から5までのうちから選びなさい。（解答欄は、【No. 56】）

【見 解】

公訴を提起された被告人は誰かを特定する基準については、起訴状あるいは判決書の表示のみによってではなく、公訴を提起した検察官の意思や、現実には審理の過程において被告人として行動し、取り扱われた者が誰であるかも併せて考えて判定するのが相当である。

【事 例】

- ア. 窃盗事件の真犯人甲が、現行犯人として逮捕された際に、乙と名のつた結果、被疑者欄に「乙」と記載された勾留状により勾留され、勾留中のまま、被告人欄に「乙」と記載された起訴状により地方裁判所に公訴を提起されたが、第1回公判期日の前に、甲が乙と名のつたことが発覚した。
- イ. 窃盗事件の真犯人乙が、逮捕・勾留されていない状態で取調べを受け、被告人欄に「乙」と記載された起訴状により地方裁判所に公訴を提起された後、甲は、乙から依頼を受けてその身代わりとして第1回公判期日に出頭したが、人定質問の段階で、身代わりであることが発覚した。
- ウ. 窃盗事件の真犯人甲が、逮捕・勾留されていない状態で取調べを受けた際に、乙と名のつた結果、被告人欄に「乙」と記載された起訴状により地方裁判所に公訴を提起された。同起訴状の謄本を受け取った甲が、第1回公判期日に出頭したが、冒頭手続が終了した後、甲が乙と名のつたことが発覚した。
- エ. 窃盗事件の真犯人甲は、逮捕・勾留されていない状態であったことから、乙に身代わりとなることを依頼した。乙が、同事件の被疑者として取調べを受けた結果、被告人欄に「乙」と記載された起訴状により地方裁判所に公訴を提起された。同起訴状の謄本を受け取った乙が、第1回公判期日に出頭したが、同期日の審理が終了した段階で、身代わりであることが発覚した。
1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個

【第30問】（配点：2）

次の【事例】に関する共同審理について述べた後記アからエまでの【記述】のうち、正しいものは幾つあるか。後記1から5までのうちから選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、【No. 57】）

【事 例】

被告人Aと被告人Bは、共謀の上、A方で覚せい剤を所持したとの覚せい剤取締法違反に係る公訴事実で起訴された。公判廷では、Aは、Bと共に犯行に及んだことを認める旨の供述をしているが、Bは、自己の関与を否定する旨の供述をしている。検察官は、A方から押収された覚せい剤、同覚せい剤の鑑定書、A方の捜索差押調書等の証拠調べを請求している。

【記 述】

- ア. 本件では、被告人らの防御が互いに相反しているから、裁判所は、必ず弁論を分離しなければならない。
- イ. 前記覚せい剤の証拠調べ請求について、Aの弁護人は「異議なし」との意見を述べ、Bの弁護人は「関連性なし」との意見を述べた場合、裁判所はBとの関係でも同覚せい剤を証拠として採用し、取り調べるのが許される。
- ウ. Aの弁護人だけでなく、Bの弁護人も、Aに対し、その供述を求めるための質問をすることができる。
- エ. Bについては、Aの公判廷における自白を根拠に有罪とされることがあるが、Aについては、

Bとの共同所持の事実の補強証拠が取調べ請求されていないから、このままでは共同所持の事実で有罪とされることはない。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個

【第31問】（配点：3）

弁護人の活動等に関する次の【事例】について述べた後記アからオまでの【記述】のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 58]）

【事例】

勾留中の被告人甲は、傷害の公訴事実により、H地方裁判所に起訴されるとともに、H地方裁判所裁判官から接見禁止の裁判を受けた。①その後、被告人甲の弁護人に選任されたAは、H拘留所において、被告人甲と接見し、正当防衛の主張をする弁護方針を立てた。

本件傷害被告事件は、公判前整理手続に付されたところ、この公判前整理手続の中で、検察官は、検察官が目撃者Wの供述を録取した供述録取書1通〔供述録取書ア〕の取調べを請求し、弁護人Aにも開示したが、警察官が目撃者Wの供述を録取した供述録取書1通〔供述録取書イ〕については、その取調べを請求することもなく、弁護人Aにも開示しなかった。そこで、②弁護人Aは、検察官に対し、刑事訴訟法第316条の15に基づき、〔供述録取書ア〕の証明力を判断するために重要な証拠として、〔供述録取書イ〕の開示を請求した。また、③弁護人Aは、公判前整理手続の中で、刑事訴訟法第316条の17に基づき、裁判所及び検察官に対し、正当防衛の主張等証明予定事実その他公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張を明らかにした。

その後、公判前整理手続が終了して第1回公判期日が開かれたところ、④検察官は、同公判において、冒頭陳述を行った。また、同公判において、目撃者Wの証人尋問が実施された後、検察官は、刑事訴訟法第321条第1項第2号後段に基づき、〔供述録取書ア〕の取調べを請求したところ、⑤裁判所は、弁護人Aの意見を聴いた上で、〔供述録取書ア〕の取調べを決定した。

その後、本件傷害被告事件は、第2回公判期日において結審し、第3回公判期日において、被告人甲は、有罪判決を受けたが、その時点で控訴するかどうか態度を明らかにしなかった。⑥その翌日、被告人甲は、弁護人Aに対して、前記有罪判決に対して控訴してもらいたい旨の手紙を発送した。

【記述】

ア. 下線部①の接見は、接見禁止の裁判を受けた被告人に対する接見であるので、立会人が付いた接見である。

イ. 弁護人Aは、下線部②の請求を行うに際し、あらかじめ、下線部③に記載された主張を明らかにする必要がある。

ウ. 弁護人A又は被告人甲は、下線部④の冒頭陳述に引き続き、正当防衛の主張を明らかにしなければならない。

エ. 弁護人Aは、下線部⑤の決定については、これに先立ち裁判所から意見を聴かれているものの異議を申し立てることができる。

オ. 弁護人Aは、下線部⑥の手紙を受領する以前に、控訴することができない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第32問】（配点：2）

次の【事例】における【Aの証人尋問】に関して述べた後記アからオまでの【記述】のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 59]）

【事例】

Aは、平成26年2月3日、司法警察員から職務質問を受け、所持していた覚せい剤を発見されて逮捕された。Aは、同月12日、検察官による取調べにおいて、前記覚せい剤は知人甲から買った旨供述し、その旨記載された検察官調書が作成された。その後、甲に対する捜査が行われ、甲は、Aに対して前記覚せい剤を譲渡した事実で、同年3月2日に起訴されたが、公判において公訴事実を否認した。検察官は、甲の公判において、Aの前記検察官調書の証拠調べを請求したが、弁護人が不同意の意見を述べたので、Aの証人尋問を請求し、次のとおりの証人尋問が実施された。

【Aの証人尋問】

検察官. （ア）あなたは、平成26年2月3日、所持していた覚せい剤を司法警察員に発見されたのですね。

A. はい。

検察官. あなたは、その覚せい剤をどうやって手に入れたのですか。

A. 路上で、見知らぬ人から買いました。

検察官. （イ）知人から買ったものではありませんか。

A. 知人から買ったものではありません。

検察官. あなたは、平成26年2月12日、検察官の取調べを受けた際、誰から覚せい剤を買ったと説明しましたか。

A. 覚えていません。

検察官. （ウ）あなたは、検察官に対し、「甲から覚せい剤を買った。」と説明したのではありませんか。

A. そのように述べたかもしれません。

（中略）

検察官. （エ）（検察官が、Aに、前記検察官調書の署名及び指印部分を示す。）これは、あなたの署名及び指印に間違いありませんか。

A. 間違いありません。

【記述】

ア. 下線部（ア）の尋問方法は、誘導尋問に該当するが、甲及びその弁護人が争わないことが明らかであれば、許される。

イ. 下線部（イ）の尋問方法は、甲が争う事項に関する誘導尋問に該当するから、許されない。

ウ. 下線部（ウ）の尋問方法は、書面を朗読するものであるから、許されない。

エ. 下線部（エ）の尋問方法は、記憶を喚起するために供述を録取した書面を示すものであるから、許されない。

オ. 検察官が、Aの前記検察官調書を刑事訴訟法第321条第1項第2号に基づき証拠調べ請求した場合、前記検察官調書は、公判でのAの証言よりも検察官の取調べにおける供述を信用すべき特別の状況が存しなければ、証拠能力を有しない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第33問】（配点：3）

次のⅠからⅢまでの【見解】は、刑事訴訟法第326条の同意（以下「同意」という。）の性質に関する考え方を述べたものである。これらの【見解】について述べた後記アからオまでの【記述】のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 60]）

【見 解】

- Ⅰ．同意は、公判において供述者に対し反対尋問を行う権利を放棄することである。
- Ⅱ．同意は、公判において証拠能力を付与する訴訟行為である。
- Ⅲ．同意は、原供述時において供述者に対し反対尋問を行うことができなかつたこと、あるいは原供述時において裁判所が供述者の供述態度を観察することができなかつたことについて、責問権を放棄することである。

【記 述】

- ア．Ⅰの見解に対しては、検察官が請求した被告人以外の者の供述調書について、被告人側がこれを同意した上で、その証明力を争うために供述者の証人尋問を請求することができないことになるという批判がある。
- イ．Ⅰの見解に対しては、搜索差押手続が違法であっても、同意をすれば、同手続の搜索差押調書は証拠能力を有することになるという批判がある。
- ウ．Ⅱの見解に対しては、伝聞法則を反対尋問権の保障の観点からしか理解しておらず、裁判所による供述態度の観察という直接主義の観点が欠落しているという批判がある。
- エ．Ⅱの見解に対しては、同意の性質が伝聞証拠が排除される趣旨と関連しなくなり、刑事訴訟法第326条が同法第320条第1項で排除される伝聞証拠について証拠能力を認める規定となっていることとそぐわないという批判がある。
- オ．Ⅲの見解に対しては、刑事訴訟法第326条第1項が被告人の供述調書についても規定していることを説明できないという批判がある。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第34問】（配点：3）

次の学生AないしDの【会話】は、脅迫事件の被害者が脅迫を受けている現場の音声を録音した録音テープを、犯行時の状況を立証するために用いる場合の証拠能力について議論するものである。証拠とすることの同意（刑事訴訟法第326条）がない限り、同法第321条第3項の要件を満たさなければならないとする見解からの発言をする学生の人数は、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 61]）

【会 話】

学生A. この場合の録音テープは、犯罪が行われた現場の状況を録音したもので、現場の状況を音声の面から、つまり聴覚の面から明らかにするというものですよね。

学生B. その意味では、聴覚と視覚という違いはあるけれど、証拠能力については、現場の状況を視覚の面から明らかにする現場写真と同じように考えていいんじゃないかな。僕は、写真は機械的方法によって現場の状況をそのまま記録するもので、そこに供述の要素は含まれないし、録音でも音声を記録する上での機械的正確さは保障されていると思うね。

学生C. 私は、録音の過程で、録音機器を操作したり、記録された情報を編集したりするというような作為が介在する点を重視すべきだと思います。

学生D. 録音の過程での人の作為による誤りと、人の知覚・記憶・表現に伴う誤りとは、本質的に違うものですよ。

学生A. 私は、現場写真にせよ、現場録音の録音テープにせよ、現場の状況を報告するために人の手によって作成されるものであるという性質を持つことを考えるべきだと思います。そうすると、録音テープの作成者が、公判廷で録音テープが真正に作成されたものであることを供述することが、録音テープの証拠能力を認める要件として必要になります。

学生B. 録音テープの作成過程について、現場の状況が正確に録音されているかどうかを確認するには、録音をした者の証人尋問をするのが一番有効だろうね。でも、僕の立場からすると、証拠能力の要件は関連性で足りるので、録音者の証人尋問が絶対に必要とまではならないな。

学生C. 私は、録音機器の操作や録音後の編集などによる誤りの危険性があるから、録音者に対する反対尋問による確認がなされることが、必要不可欠だと考えます。

学生D. それじゃあ、現場の状況が録音されているのが明らかなのに、録音者が誰か分からないときには、問題なんじゃないですか。そもそもCさんが言っているのは、証拠能力の問題なのかな。

1. 0人 2. 1人 3. 2人 4. 3人 5. 4人

【第35問】（配点：2）

被害者参加に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 62]）

ア. 業務上過失致傷の罪の被害者は、同罪に係る被告事件の手續への参加を申し出ることができない。

イ. 被害者参加人は、公判前整理手続期日に出席することができる。

ウ. 被害者参加人による証人の尋問が許される事項は、情状に関する事項（犯罪事実に関するものを除く。）についての証人の供述の証明力を争うために必要な事項に限られる。

エ. 被害者参加人による被告人に対する質問は、刑事訴訟法の規定による意見の陳述をするために必要があると認められる事項に限って許される。

オ. 被害者参加人による事実又は法律の適用についての意見は、犯罪事実の認定のための証拠とすることはできないが、刑の量定のための証拠とすることは許される。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第36問】（配点：3）

地方裁判所における第一審の判決宣告後の勾留に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に【No. 63】から【No. 67】）

- ア．詐欺被告事件で勾留中の被告人につき懲役3年，執行猶予5年の有罪判決が宣告された場合，その判決が確定するまでは，被告人は引き続き勾留される。【No. 63】
- イ．業務上横領被告事件で保釈中の被告人につき懲役4年の実刑の有罪判決が宣告された場合，その判決が確定するまでは，被告人の保釈は効力を失わない。【No. 64】
- ウ．強盗被告事件で勾留中の被告人につき無罪判決が宣告された場合，その判決が確定するまでは，被告人は引き続き勾留される。【No. 65】
- エ．道路交通法違反被告事件で勾留中の被告人につき懲役6月の実刑の有罪判決が宣告された場合，被告人には権利保釈（必要的保釈）の規定の適用はない。【No. 66】
- オ．傷害被告事件で勾留中の被告人につき懲役2年の実刑の有罪判決が宣告された後，宣告した裁判所のした被告人の保釈請求を却下する決定に対しては，被告人は高等裁判所に抗告をすることができる。【No. 67】

【第37問】（配点：3）

次のⅠ及びⅡの【見解】は、公判前整理手続において刑事訴訟法第316条の15により証拠開示の対象となる証拠の種類として、「被告人以外の者の供述録取書等であつて、検察官が特定の検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とするもの」を掲げる同条第1項第6号の解釈に関するものである。

「参考人から『・・・』旨聴き取った。」との捜査官の聴取捜査報告書（以下「本件捜査報告書」という。）が存在し、参考人の「・・・」という供述が「検察官が特定の検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する」内容のものである場合、この本件捜査報告書が前記の証拠の種類（以下「6号の証拠の種類」という。）に該当するかどうかについて述べた後記アからオまでの【記述】のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、「供述録取書等」とは、「供述書、供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの・・・」（同法第316条の14第2号）をいう。（解答欄は、[No. 68]）

【見 解】

- Ⅰ. 「検察官が特定の検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述」は、供述者が直接体験した事実に関する供述に限る。
- Ⅱ. 「検察官が特定の検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述」には、供述者が直接体験した事実に関する供述のほか、供述者が他者から伝聞した供述も含む。

【記 述】

- ア. 本件捜査報告書について、参考人の供述を録取した供述録取書であるとの見方に立ち、Ⅰの【見解】を採るならば、同報告書は、「検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とするもの」といえるが、参考人の署名若しくは押印がない場合には「供述録取書等」に当たらないので、6号の証拠の種類に該当しない。
 - イ. 本件捜査報告書について、参考人の供述を録取した供述録取書であるとの見方に立ち、Ⅰの【見解】を採るならば、同報告書は、「検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とするもの」といえ、捜査官の署名若しくは押印がある場合には「供述録取書等」に当たるので、6号の証拠の種類に該当する。
 - ウ. 本件捜査報告書について、参考人の供述を聴き取った捜査官の供述書であるとの見方に立ち、Ⅰの【見解】を採るならば、同報告書は、「検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とするもの」といえ、捜査官の供述書として「供述録取書等」に当たるから、6号の証拠の種類に該当する。
 - エ. 本件捜査報告書について、参考人の供述を録取した供述録取書であるとの見方に立ち、Ⅱの【見解】を採るならば、同報告書は、「検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とするもの」といえず、参考人の署名若しくは押印がない場合には「供述録取書等」にも当たらないので、6号の証拠の種類に該当しない。
 - オ. 本件捜査報告書について、参考人の供述を聴き取った捜査官の供述書であるとの見方に立ち、Ⅱの【見解】を採るならば、同報告書は、「検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とするもの」といえ、捜査官の供述書として「供述録取書等」に当たるから、6号の証拠の種類に該当する。
1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

【第38問】（配点：2）

保釈に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 69]）

- ア．保釈の請求をすることができるのは、勾留されている被告人及びその弁護人のみである。
- イ．被疑者の国選弁護人は、公訴の提起後に改めて第一審の弁護人として選任されない限り、保釈の請求をすることができない。
- ウ．裁判所は、第一審の公判審理中に保釈の請求があったときは、刑事訴訟法第89条各号所定の事由がある場合を除いて、保釈を許さなければならない。
- エ．裁判所は、保釈の請求がない場合又は刑事訴訟法第89条各号所定の事由がある場合でも、適当と認めるときは職権で保釈を許すことができる。
- オ．公訴の提起があった後、第1回公判期日までの保釈に関する裁判は、公訴の提起を受けた裁判所の事件の審判に関与すべき裁判官のみが行う。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第39問】（配点：2）

外国人（日本国籍を有さず、かつ日本語に通じない者をいう。以下同じ。）の刑事手続に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、[No. 70]）

- ア．司法警察員がその所持する逮捕状により外国人である被疑者を逮捕する場合、同被疑者に逮捕状を示さなくても違法ではない。
- イ．外国人である被疑者を通訳を介して取り調べる場合、その供述録取書を日本語で作成しても違法ではない。
- ウ．外国人である被告人の公判において、検察官及び弁護人に異議がなく、裁判所が許可すれば、同被告人の理解する外国語で公判手続を進めても違法ではない。
- エ．外国人である被告人が日本に適法に在留する資格を有しない場合でも、同被告人の保釈を許すことは違法ではない。
- オ．外国人である被告人の公判において、判決の言渡しに限っては、通訳を付さずにしても違法ではない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第40問】（配点：2）

刑事事件の上告審に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 71]）

- ア．高等裁判所がした第一審又は第二審の判決に対しては、憲法の違反があること、憲法の解釈に誤りがあること又は最高裁判所の判例と相反する判断をしたことだけでなく、判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があることも、適法な上告理由となる。
- イ．高等裁判所が上告審として裁判権を有する場合がある。
- ウ．上告審は純粋な法律審であるから、事実の取調べを行うことはできない。
- エ．上告裁判所は、判決に影響を及ぼすべき法令の違反があつて、原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めるときは、判決で原判決を破棄することができる。
- オ．上告裁判所は、第二審の判決が最高裁判所の判例と相反する判断をした場合において、その判例を変更して原判決を維持するのを相当とするときは、これを破棄しなくともよい。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ